

第 8 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和3年3月16日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 8 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和3年3月16日(火曜日)

午前9時58分開議
午前11時10分休憩
午前11時15分開議
午後0時38分休憩
午後1時37分開議
午後2時19分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第44号 令和3年度熊本県一般会計予算
議案第45号 令和3年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算
議案第49号 令和3年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち
議案第50号 令和3年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち
議案第56号 令和3年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算
議案第57号 令和3年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
議案第61号 令和3年度熊本県電気事業会計予算
議案第62号 令和3年度熊本県工業用水道事業会計予算
議案第63号 令和3年度熊本県有料駐車場事業会計予算
議案第80号 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第81号 熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第82号 熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

- 議案第83号 熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第92号 財産の処分について
議案第95号 権利の放棄について
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について
報告事項

- ①「新しいくまもと創造に向けた基本方針(案)」及び「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」について
- ②「“緑の流域治水”の推進と復旧・復興に向けた重点10項目」について
- ③チッソ株式会社に対する平成7年政治解決一時金貸付の支払猶予について
- ④第四次熊本県環境基本指針・第六次熊本県環境基本計画の策定について
- ⑤2018年度熊本県温室効果ガス総排出量について
- ⑥第5期熊本県廃棄物処理計画について
- ⑦熊本県再犯防止推進計画について
- ⑧第5次熊本県食の安全安心推進計画について

令和2年度経済環境常任委員会における取組の成果について

出席委員(7人)

委員長	緒方勇二
副委員長	末松直洋
委員	小早川宗弘
委員	内野幸喜
委員	前田憲秀
委員	島田稔
委員	城戸淳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 藤本 聡

政策審議監

兼環境政策課長 松岡 正之

環境局長 小原 雅之

県民生活局長 無田 英昭

水俣病保健課長 原田 義隆

首席医療審議員 山口 喜久雄

水俣病審査課長 坂野 定則

環境立県推進課長 財津 和宏

環境保全課長 葉山 清春

自然保護課長 前田 隆

循環社会推進課長 小原 正巳

くらしの安全推進課長 田元 雅文

消費生活課長 枝國 智子

男女参画・協働推進課長 木村 和子

人権同和政策課長 緒方 克治

商工労働部

部長 藤井 一恵

政策審議監

兼商工雇用創生局長 三輪 孝之

産業振興局長 小牧 裕明

商工政策課長 臼井 洋介

商工振興金融課長 増田 要一

首席審議員

兼労働雇用創生課長 岡村 郷司

産業支援課長 大下 慶

エネルギー政策課長 上塚 恭司

企業立地課長 工藤 晃

観光戦略部

部長 寺野 慎吾

政策審議監 小金丸 健

首席審議員

兼観光交流政策課長 府高 隆

観光企画課長 脇 俊也

観光振興課長 川 寄典靖

販路拡大ビジネス課長 池田 健三
企業局

局長 藤本 正浩

総務経営課長 永松 浩史

工務課長 伊藤 健二

労働委員会事務局

局長 谷口 誠

審査調整課長 吉田 桂司

事務局職員出席者

議事課主幹 岡部 康夫

政務調査課課長補佐 松本 浩明

午前9時58分開議

○緒方勇二委員長 ただいまから第8回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。今回も新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載の2つのグループに分けて議案等に関する説明を求めるとしました。

まず、環境生活部の議案の審査を行い、休憩を挟みまして商工労働部、観光戦略部、企業局、労働委員会の議案の審査を行います。その後、再度休憩を挟みまして付託議案の採決を行います。

それでは、環境生活部の議案について説明をお願いしますが、説明は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔に行ってください。

初めに、藤本環境生活部長から総括説明を、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

まず、藤本環境生活部長。

○藤本環境生活部長 おはようございます。

説明に入ります前に、まず、令和2年7月

豪雨災害に関連した取組状況について御説明いたします。

当部では、災害廃棄物の処理や水道施設の復旧など、被災された方々の一日も早い生活再建に向け、被災市町村を支援しているところでございます。

このうち、公費解体等の進捗状況について御説明いたします。

公費解体を実施している23市町村のうち、20市町村は既に申請受付を終了しており、人吉市、八代市、球磨村が3月末まで申請受付を継続しております。

2月末現在の申請件数は2,319件で、うち解体が完了したものは517件となっております。これまで、解体を急がれる所有者が、自ら発注し、後日市町村が費用補填を行う、いわゆる自費解体が先行する形で進んできました。今後は、市町村発注による公費解体が本格化してまいります。

引き続き、災害廃棄物の早期処理に向け、被災市町村をしっかりと支援してまいります。

それでは、環境生活部関係議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係2件、条例関係4件でございます。

まず、第44号議案の令和3年度熊本県一般会計予算でございます。

当部では、令和2年7月豪雨からの創造的復興や新型コロナウイルス対策等に対応するため、また、熊本のさらなる発展に向けて、総額149億8,100万円余の予算を計上しております。

その主な内容について、今定例会に提案されている新しいくまもと創造に向けた基本方針に沿って御説明いたします。

まず、令和2年7月豪雨からの創造的復興について、被災した球磨川流域をモデル地域に、ゼロカーボンに向けた取組として、住宅の新築やリフォームにおける高断熱化を進め

てまいります。

また、日本遺産人吉・球磨などと連携した九州自然歩道の路線見直し等の取組を進め、利用者の増加を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応について、感染症等の影響により増加が懸念される消費者トラブルや多重債務者等の生活再生を支援するため、消費生活相談体制の強化を図ってまいります。

次に、熊本地震からの復旧、復興について、国立公園満喫プロジェクトとして、阿蘇中岳の新たな火口見学エリア整備に伴う退避壕改修など、来訪者の受入れ環境の向上に取り組んでまいります。

次に、将来に向けた地方創生の取組について、2050年ゼロカーボンの実現に向け、県有施設への再生エネルギー導入の推進や県内主要企業などと新たな協議体を設置し、課題の共有やその課題解決を共に図るなど、CO₂削減の取組をさらに進めてまいります。

また、海洋プラスチックごみ削減に向け、県民への啓発や関係団体等と連携した回収、撤去、さらに、分別回収に係る市町村支援などにも取り組んでまいります。

また、安全、安心な社会の実現に向け、犯罪被害者やその遺族に対し見舞金を給付する新たな制度を創設するなど、支援の充実を図ってまいります。

なお、水俣病対策については、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底した上で、認定審査を丁寧かつ着実に進めるとともに、高齢化が進む胎児性・小児性患者の方々などの日常生活の支援等に引き続き取り組んでまいります。

次に、第57号議案の令和3年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算でございます。

チッソ県債に係る元利償還金等として、総額28億4,300万円余の予算を計上しております。

以上により、予算総額は、一般会計と特別会計を合わせて178億2,500万円余となります。

次に、条例関係ですが、熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例など4件お諮りしております。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。

このほか、その他報告として、チッソ株式会社に関する報告など6件について御報告いたします。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○松岡環境政策課長 環境政策課でございます。

委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計について御説明いたします。

公害対策費に1億5,550万円余を計上しておりますが、右側の説明欄をお願いいたします。

1、職員給与費として1億2,220万円余を計上しておりますが、当課の本年1月1日現在で配置されている職員の給与額を基に算定しました予算でございます。

職員給与費につきましては、各課とも同様でございますので、恐縮ですが、各課長からの説明は省略させていただきます。

2、公害対策促進費は、国との連絡調整に要する経費をはじめ、部長秘書業務の委託や部内の政策立案などに必要な経費として、1,079万円余を計上しております。

3、環境立県推進費は、水銀フリー推進事業としまして2,243万円余を計上しております

すが、水銀専門家を育成する県立大の水銀研究留学生への奨学金や県有施設等で保管されております水銀含有製品の回収などを行うこととしております。

3ページをお願いいたします。

チッソ株式会社への貸付けに係る特別会計への繰出金として、22億100万円余を計上しております。

内訳に記載のとおり、平成7年政治解決時の一時金県債などの元利償還に充てるために繰り出すものでございます。

以上、一般会計は、合計23億5,600万円余をお願いしております。

4ページをお願いいたします。

チッソ県債に係る特別会計について御説明いたします。

チッソへの金融支援につきましては、平成12年の閣議決定に基づきまして進めておりますが、1段目は患者県債の元金で、2段目がその利子でございます。

3段目、4段目が、平成7年政治解決時の一時金県債の元金と利子でございます。

5段目の特別貸付金につきましては、チッソからの返済額の不足分を特別県債を発行しましてチッソへ貸し付けるものでございます。

5ページをお願いいたします。

1段目、2段目の元金、そして利子につきましては、県債償還のため県がチッソに対して貸し付けております特別県債の元利償還金となります。

3段目、4段目は、平成22年の水俣病特措法による救済のために発行しました一時金県債の元利償還金となります。

この特別県債と平成22年特措法救済分の一時金県債の元利償還金は、100%交付税措置がなされることとなります。

以上、特別会計の合計は、28億4,300万円余をお願いしております。

環境政策課は以上でございます。御審議の

ほどよろしく願いいたします。

○原田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

2段目の公害保健費でございますが、88億6,200万円余を計上しております。

右側の説明欄に主な事業を記載しております。

まず、1の公害被害者救済対策費の(1)水俣病関連情報発信支援事業は、水俣市など水俣病発生地域の市や町が行う情報発信の取組に対する補助でございます。

(2)環境・福祉モデル地域づくり推進事業は、水俣病犠牲者慰霊式やもやい祭りなどの取組に対する補助でございます。

次の2、水俣病患者保健福祉事業費は、水俣病認定患者の家庭を保健師が訪問し、療養指導を行うものでございます。

続いて、7ページをお願いいたします。

3の水俣病総合対策事業費の(1)胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業は、外出支援や交流サロンなど、胎児性・小児性患者の方々の日常生活や社会参加の支援に要する経費でございます。

(2)水俣病総合対策費等扶助費は、水俣病被害者手帳を所持する方の医療費の支給などに要する経費でございます。

(3)水俣病発生地域リハビリテーション強化等支援事業は、水俣病発生地域におけますリハビリテーションの実施に対する補助でございます。

以上、水俣病保健課、合計89億4,500万円余を計上しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○坂野水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

資料の8ページをお願いいたします。

下の段の公害保健費でございますが、1億

7,200万円余を計上いたしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

1の公害被害者救済対策費でございますが、(1)の公害健康被害認定審査会は、審査会の運営に要する経費でございます。

(2)の水俣病認定検診費は、審査の前提となります疫学調査や検診に要する費用でございます。

(3)の争訟対策費は、水俣病関係の訴訟や行政不服審査請求に対応するための経費でございます。

次に、2の水俣病総合対策事業費でございますが、(1)の治療研究事業扶助費は、水俣病の認定申請後1年を経過した方で、一定の要件を満たす方に対しまして、認定または棄却決定までの間、医療費を支給する事業でございます。

資料の9ページをお願いいたします。

(2)の水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業は、熊本大学と水俣・芦北地域の基幹病院等をネットワークで結びまして、大学の医師からの専門的な助言、指導等を受けることができるようにする事業でございます。

水俣病審査課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料、10ページでございます。

2段目の計画調査費ですが、1億9,570万円余を計上しております。

主な事業ですが、説明欄1の公営企業貸付金は、企業局の工業用水道事業会計の資金不足等に対する貸付金でございます。

3の地下水保全対策費の(1)は、熊本の水の魅力を発信する経費、また(2)は、地下水保全条例の運用等に要する経費でございます。

11ページをお願いいたします。

公害対策費ですが、1億9,750万円余をお

願っております。

主な事業ですが、4の環境立県推進費でございます。

(1)は、有明海、八代海の再生に係る調査検討や普及啓発に要する経費でございます。

12ページをお願いいたします。

(2)地球温暖化防止活動推進事業は、事業の組替えによりまして事業名は変更しておりますが、内容は、従来の地球温暖化防止活動推進センターの取組や活動推進員の活動支援に要する経費でございます。

(3)県民ゼロカーボン行動促進事業は、これも県民や事業者の行動変容を促進するため、県民運動や広報媒体を活用した普及啓発に伴う経費でございます。

次に、(4)2050くまもとゼロカーボン推進事業、これは、3つの新規取組がございます。

1つ目は、県の率先行動として、県有施設に再生可能エネルギーの導入を図り、CO₂削減に加え、災害への対応を強化するもので、来年度は太陽光発電や蓄電池等の設置可能性調査を行うものでございます。

2つ目は、本県の温室効果ガス排出量の半分を産業部門、業務部門が占めますので、県内主要企業等による協議体を設置し、CO₂削減に関する情報課題の共有を図り、課題解決に取り組むものでございます。

3つ目としましては、事業者の設備更新時期に合わせまして、化石燃料から電気エネルギー設備への転換を図る先進事例や助成制度等を提示して、的確に転換への誘導を図るものでございます。

それから(5)でございます。球磨川流域ゼロカーボン先進地創出事業は、球磨川流域をモデル地域としまして、住宅の新築やリフォームを行う際に、ペアガラスや二重窓など、一定基準以上の断熱仕様に対し助成を行い、住まいの冷暖房エネルギー消費を抑制し、CO₂排出削減を図るものでございます。補助

率3分の1、上限30万円を予定しているところでございます。

それから、13ページをお願いいたします。

2段目の工業用水道事業会計等繰出金でございますが、1億4,850万円余をお願いしております。これは、企業局の工業用水道事業会計の企業債元利償還金等に対する繰出金として一般会計から拠出するものでございます。

以上、環境立県推進課は、合計で7億2,300万円余を計上しております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

まず、1段目の公害対策費といたしまして、1億4,799万円余を計上しております。

主な事業を説明いたします。

右側の説明欄2の(2)環境影響評価審査指導費でございますが、これは、環境アセスメントに係る審査手続に要する経費でございます。

次に、2段目、公害規制費として、1億8,659万円余を計上しております。

主な事業を御説明いたします。

まず、1の公害防止指導費でございますが、15ページをお願いいたします。

説明欄(4)硝酸性窒素対策推進事業は、現在県内には地下水中の硝酸性窒素濃度が環境基準値を超えている汚染地域があり、特に荒尾及び熊本地域においては、県が硝酸性窒素削減計画を策定し、地元市町村や関係機関等とともに削減対策を進めてきましたが、荒尾地域の削減計画の終期が令和4年度となっていることから、次期計画の策定に向け、会議の設置及び調査等を行うための経費でございます。

次に、説明欄2の公害監視調査費でございます。

初めに、(1)大気汚染監視調査事業は、光化学オキシダントなどの大気汚染物質の常時監視等に要する経費及び大気汚染防止に係る全国規模の協議会の開催に要する経費でございます。

ページ飛びまして、17ページをお願いいたします。

環境整備費として、2億7,576万円を計上しております。

主な事業を御説明いたします。

説明欄の上水道費、(1)水道施設整備事業でございますが、この事業は、市町村等が実施する水道施設整備に対する助成等に要する経費でございます。

(2)上水道費は、水道法に基づく水道事業の許認可等に要する経費でございますが、この中には、7月豪雨で被災した地域営水道等の水質検査を行うことで、衛生確保を支援する被災地域営水道等衛生確保支援事業に要する費用が含まれております。

以上、総額で6億1,035万円余を計上しております。

次に、条例関係で34ページをお願いいたします。

第80号議案、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

35ページをお願いいたします。

1の条例改正の趣旨でございますが、水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴い、関係規定の整備が必要となったため、条例改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、水質汚濁防止法で規定される全国一律の排水基準の適用対象施設として、自動車特定整備事業用の洗車施設などが追加されましたので、これを踏まえ、本条例の適用対象施設も法で定める適用対象施設と同様とするために改正を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、令和3年6

月1日からとしております。

環境保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○前田自然保護課長 自然保護課でございます。

説明資料の18ページをお願いします。

まず、鳥獣保護費でございますが、9,800万円余の予算を計上しております。

右側説明欄3、(1)から(3)は、主に市町村が実施する猿、鹿、アライグマなどの防除に対する助成を行うものです。

続きまして、19ページをお願いします。

(4)の指定管理鳥獣捕獲等事業は、通常の捕獲が進まない奥地等を対象に、県が主体となり、鹿やイノシシの捕獲事業を行うものです。

2段目の自然保護費でございますが、7,400万円余を計上しております。

20ページをお願いします。

3、自然環境保全対策事業費でございますが、(1)の自然保護普及啓発事業では、次ページで説明しますが、九州自然歩道利活用の一環として、ふるさと熊本の樹木に関する調査等を球磨川流域から始めることとしております。

(3)の特定外来生物スパルティナ属防除対策事業は、河口域に生息するアシに似たスパルティナを駆除するものです。

2段目、観光費でございます。5億3,200万円余を計上しております。

21ページをお願いいたします。

説明欄2、(2)自然公園等施設リニューアル事業は、自然公園内の固有施設の補修等を行うものですが、先ほど部長からの総括説明にもございましたが、今回7月豪雨関連として、球磨川流域の復旧、復興に資するため、九州自然歩道と日本遺産人吉・球磨の構成文化財やふるさと熊本の樹木等との連携を図ることで、魅力向上、バス停等との接続地点の

増加による利便性向上などにより誘客を図り、交流人口の拡大を目指すことを目的として、路線見直しや施設リニューアルの調査検討等を行うこととしております。

(4)の国立公園満喫プロジェクト推進事業は、令和3年度からこのプロジェクトが全ての国立公園で対象となることから、部長総括説明にもございました阿蘇くじゅう国立公園での退避壕設備と併せまして、新たに雲仙天草国立公園において富岡ビジターセンターの整備等を計画しております。

以上、自然保護課は、総額7億600万円余を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小原循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料、22ページをお願いいたします。

当初予算の主な内容について御説明いたします。

2段目の環境整備費として、1億8,500万円余をお願いしております。

内容につきまして、右側説明欄をお願いいたします。

1、一般廃棄物等対策費の(1)海岸漂着物対策推進事業は、海岸漂着物の発生抑制や回収、処理に対し、沿岸の市や町に助成するものです。

(2)は、新規の海洋プラスチックごみ対策事業でございます。プラスチックごみの海洋への排出を抑制するため、ポイ捨て防止等の啓発事業やリサイクル推進のため、市町村における分別収集支援を行うものでございます。

次に、2、産業廃棄物対策費の(1)不法投棄等防止対策事業です。廃棄物監視指導員を県下全ての保健所に配置し、管内パトロールなどにより不法投棄の防止を図るものでございます。

資料、23ページをお願いいたします。

(2)は、リサイクル製品等利用促進事業でございます。リサイクル製品の認証により利用促進を図り、また、施設整備や研究開発等に対して助成を行うものでございます。

次に、3、産業廃棄物等特別対策事業費の(2)ごみゼロ県民運動推進事業は、プラスチックごみの回収促進や各種ごみ削減の啓発等を行うものでございます。

これらの事業によりまして、次の24ページの一番下の欄になりますが、総額3億7,700万円余の予算案を計上しております。

循環社会推進課、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田元くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

資料、25ページをお願いいたします。

下段の交通安全対策促進費といたしまして、1,075万円余を計上しております。

主な事業といたしまして、2の交通安全思想普及費の(1)交通安全意識啓発費201万円余につきましては、今議会で上程しております改正自転車条例の内容を周知するための広報等に要する経費でございます。

26ページをお願いします。

上段の諸費でございますが、社会参加活動推進費といたしまして、3,655万円を計上しております。

主な事業といたしまして、(2)の犯罪被害者等支援推進事業3,556万円余は、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営、広報等のほか、今般新たに開始する犯罪被害者等への見舞金制度等に要する経費でございます。

27ページをお願いします。

青少年育成費といたしまして、778万円余を計上しております。

主な事業といたしまして、(5)のグローバルジュニアドリーム事業558万円余は、小中学生等を台湾へ派遣し、交流活動を通してグ

ローバル社会に視野を向けた育成を図るものでございます。

28ページをお願いします。

農業総務費は、地域食品振興対策費といたしまして、1,854万円余を計上しております。

(3)の食品検査体制整備事業1,613万円余は、食品の残留農薬等の検査を行う際に使用する検査機器のリース料等の経費でございます。

以上、合計2億639万円余をお願いしております。

続きまして、条例関係でございます。

36ページをお願いいたします。

議案第81号、熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

内容につきましては、39ページの条例案の概要で説明させていただきます。

まず、条例改正の趣旨でございますが、全国的に自転車による重大な事故が発生し、高額な損害賠償事案が存在していることを踏まえ、万一の事故の場合、加害者が賠償責任を果たせるように、また、それにより被害者への補償が十分に行われるようにするため、自転車利用者等に自転車保険の加入を義務づけるものでございます。

次に、改正の内容でございますが、主に2点となります。

1点目は、(3)にあります。自転車利用者、保護者、事業者及び自転車貸付業者に自転車保険への加入を義務づけるもので、2点目は、(4)にあります。自転車小売業者は自転車購入者に、事業者は従業員に対し、自転車保険に加入しているかどうかを確認することなどを努力義務とするものでございます。

条例の施行日は、令和3年10月1日を予定しております。

くらしの安全推進課は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○枝國消費生活課長 消費生活課でございます。

資料の29ページをお願いいたします。

消費者行政推進費といたしまして、2億1,790万円余を計上しております。

右側の説明欄で主なものを御説明いたします。

2、消費者行政推進費の(1)地方消費者行政推進事業は、県消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口の強化を図るため、相談員のスキルアップや市町村の補助等に要する経費でございます。

(2)消費者自立のための生活再生総合支援事業は、多重債務者など生活再生の支援が必要な方々に対し、債務整理から生活再生までの一貫した支援を行う経費でございます。感染症や7月豪雨の影響により相談件数の増加が懸念されるため、相談人員の増員等の拡充を図り、実施することとしております。

(3)災害関連消費生活相談機能強化事業は、感染症や7月豪雨関連の消費生活相談に対応するため、豪雨の被災地等において相談会を実施するなど、相談体制の強化を図るための経費でございます。

おめくりいただいて、30ページをお願いいたします。

(5)食品ロス削減対策推進事業でございますが、食品ロス削減推進計画の策定に要する経費として、検討会議の関連費用等、139万円余を計上しております。

この事業は新規事業ですので、少し補足しますと、この計画の策定は、食品ロス削減推進法において努力義務規定となっておりますが、食品ロス削減に県を挙げて取り組むため、来年度策定するものです。

食品ロスは、生産、製造、流通、販売、消費の各段階で発生しており、取組が多岐にわたるため、庁内関係課で連携して食品ロス削

減に取り組んでまいります。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

説明資料、31ページ、2段目の諸費でございますが、社会参加活動推進費660万円余は、NPO法人の認定等に要する経費でございます。

3段目の社会福祉総務費でございますが、1億5,793万円余をお願いしております。

右側説明欄を御覧ください。

2の社会福祉諸費は、くまもと県民交流館パレアの指定管理委託料、ビル管理組合負担金などに要する経費でございます。

3の男女共同参画推進事業費につきましては、県の男女共同参画計画等に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に進める事業費です。

主な事業を御説明します。32ページを御覧ください。

(3)のくまもとの女性活躍促進事業は、女性のキャリアアップや企業トップ向けのセミナーなど各種取組に要する経費でございます。

以上に人件費を加えまして、総額1億8,742万円余をお願いしております。

続きまして、条例の改正が2件ございます。

40ページをお願いいたします。

まず、第82号議案、熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容を41ページの条例案の概要で説明させていただきます。

改正の趣旨及び内容は、特定非営利活動促進法において、NPO法人の個人情報保護の強化や事務負担の軽減などを図る改正が行われたことに伴い、引用する法の条項ずれ等が

生じたため、規定の整理をするものでございます。

施行期日は、法の施行日と同じ、令和3年6月9日を予定しています。

次に、42ページをお願いします。

第83号議案、熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例は、寄附者が個人県民税に係る税額控除の対象にできる寄附金を受け入れるNPO法人の基準や手続について定めています。

内容を44ページの条例案の概要で説明させていただきます。

1、改正の趣旨は、特定非営利活動促進法の一部改正に伴うもので、2、改正の内容は、(1)と(3)においては、個人情報保護の強化として、控除対象特定非営利活動法人や県が閲覧等をさせる役員名簿等から個人の住所等の記載部分を除外する規定を設けます。

また、(2)は、控除対象特定非営利活動法人が、毎事業年度知事に提出する書類の一部を除くことで、事務負担の軽減を図ります。

(4)のその他は、引用する法の条項ずれ等について規定の整理を行います。

施行期日は、令和3年6月9日としております。

男女参画・協働推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方人権同和政策課長 人権同和政策課であります。

資料は、33ページをお願いいたします。

まず、上段の諸費であります。1億396万円をお願いしております。

一番右の説明欄をお願いします。

2、人権啓発推進費につきましては、5,939万円余をお願いしております。

主な事業としましては、(1)人権啓発活動市町村委託事業、これは、市町村が行う人権啓発活動を支援する経費であります。

(2)広報・啓発事業、これは、当課が行う広報・啓発事業に要する経費であります。

続きまして、下段の社会福祉総務費であります。2億1,820万円余をお願いしております。

一番右の説明欄をお願いします。

2、地方改善事業費につきまして、1億5,566万円余をお願いしております。

内訳としましては、(1)地方改善事業費、これは、市町村が設置、運営する隣保館事業を支援する経費であります。

(2)人権問題連携調整費、これは、行政や関係団体等と連携した啓発活動に関する経費であります。

以上、合計3億2,216万円余をお願いしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○緒方勇二委員長 以上で環境生活部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○内野幸喜委員 11ページの最下段、環境立県推進費1億2,700万円、その次のページにかけて、新規の事業で(2)から(5)まであります。

一昨年、知事がCO₂排出ゼロということ、これは、全国に先駆けて宣言されました。それに基づいて、いよいよ県としても具体的な事業に入ってくるというこの事業数だというふうに私は認識しています。

2050年という、30年後ですね。ただ、この30年後というのが、非常に想像しづらいという意見もあるのもまた事実です。ですから、私としては、これから30年にかけてゼロカーボン等を実現していく中で、ある程度、まあ5年ごとのスパンとか、そういう短いスパンごとの目標設定をするべきじゃないかというふうに思っています。

それと、先ほど部長の総括説明の中でも、企業等との協議体を設置というのがありましたし、やっぱりこれを達成していくためには、企業の協力も必要ですし、あとやっぱり県民の中に、皆さん方にも機運を醸成する、そういう動きを図っていくということも大事だと思います。

そういうことも踏まえて、これはいろいろな事業がありますが、その辺をまずはどういうふうに考えているのかというのを環境立県推進課長にちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

今委員の御指摘のとおり、一応大きな目標としましては、2050年CO₂排出実質ゼロというのが大きな目標でございます。

それに向けまして、1つの中間目標としては、10年後の2030年度の削減目標というのを、基準年度何%かということで削減目標を設けて、それから、それを基に5年間の、まあいろんな産業部門とか運輸部門、家庭部門とかがありますので、それぞれ目標を設定していろんな事業を組み立てていきたいと思っております。

その中で、やはりちょっと先ほどの説明で、温室効果ガスの半分以上が今のところ産業部門であったり業務部門であったりしますので、まずそこをしっかりと事業者さんの協力をもってCO₂削減に取り組んでいきたいというふうに考えております。

今言った内容につきましては、今日午後の報告事項の環境基本計画のほうで御報告させていただきますが、その中でもうちょっと詳細に説明を申し上げたいというふうに思っております。

○内野幸喜委員 分かりました。

新しいくまもと創造に向けた基本方針の中のこれは40ページだったですかね、ちょっと箇条書きで幾つか書いてあったのを見たのですが、午後の報告の中で説明をされるということなので、全体的なことはそこでお伺いしたいと思います。

それで、個別のちょっと事業についてお聞かせいただきたいんですが、(5)の球磨川流域における一定基準以上の断熱仕様住宅の新築、リフォームに対する助成、この辺ちょっと具体的な中身をお聞かせいただければなというふうに思います。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

この一定基準以上の断熱仕様に助成ということで先ほど説明しましたが、一応参考としておりますのが、先行事例として、環境省のほうでも住宅断熱支援事業というのを持っていて、それと同様の基準を設けています。

例えば、例として言いますと、窓につきましては、ちょっと専門的なんですけど、熱貫流率という値がございまして、それが2.33より低いということで基準を設けています。これは、建築物省エネ法というのがございまして、本県の地域の基準よりももう1ランク上の基準ということで、通常よりももっと高断熱の仕様を導入することによってCO₂削減を図っていこうというものでございます。

大体、その追加建材費、高断熱をすると建材費が約100万ぐらいかかるという想定で、補助率が3分の1、上限30万というふうに考

えております。

一応、来年度につきましては、おおむね対象として260件程度ということで、この260件の根拠は何かと申しますと、人吉・球磨地域を今回モデル地域として考えているんですが、その中で、3年間で新築、リフォームをする想定プラス政策誘導としてこういう高断熱を30%図っていこうと、それが大体3年間で800件より下回る780件程度というふうに考えております。そのうちの1年目として、来年度は、260件を想定ということでスキームをつくっております。

○内野幸喜委員 今課長のほうで政策誘導という話がありましたけれども、まさに私は政策誘導してでも、特に球磨川流域なので、県のゼロカーボンという意味合いもありますし、それから球磨川流域の復興という意味もありますので、もっと積極的にこれはやってもいいのかなというふうに思います。

それともう1点、ちょっとこれは違う課でもいいですかね。ひょっとして今のところで誰か関連があるならですけども。

○緒方勇二委員長 関連はないですか。——なら、続けて内野委員どうぞ。

○内野幸喜委員 そうしたら、人権同和政策課のほうにちょっとお伺いします。

これは新規事業とかではないんですけども、人権同和政策課のほうで、人権啓発の高揚を図るための広報啓発活動の実施と、これは、例年、この予算というのは含まれていません。

この1年を見たときに、これまでになかった事案として、やっぱりコロナというのがあります。県内でも3,000名を超える方々がコロナの陽性者ということになりました。ここ2日間ぐらいは陽性者というのは出ていません。

この1年を見たときに、陽性となった方々への様々なやっぱり誹謗中傷等がありました。この誹謗中傷等についても、事実に基づかないものもやっぱりありました。

そういったことも踏まえて、何かしらまずこの1年間、人権同和政策課のほうでアクションというか、何かやったことはあるのかというのをちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○緒方人権同和政策課長 この1年間で、人権同和政策課が誹謗中傷対策等について何をやったかという御質問だったと思うんですけども、まず人権同和政策課独自の取組としては、まず、テレビで「ココロスイッチ」というCMをやりました。これが合計で162回放送しております。このほか、例えばラジオで、スポットとして人権への配慮をするということで、合計で65本程度、そして、新聞では、5紙、全3段で人権への配慮、あるいは今度3月20日と27日なんですけれども、こちらに医療従事者等へのメッセージ、これらを掲載したいと考えております。

このほかに、街頭広告としましては、下通のCOCOSA前に町なかビジョンというのがあるんですけども、あれを令和2年の12月から流しております。そのほか、インターネット、あとはYouTubeの動画配信、そして特設ホームページ等に取り組んでまいりました。

以上であります。

○内野幸喜委員 いろんな取組をやってこられたと。裏を返せば、やっぱりそれだけコロナ禍の中でいろんな誹謗中傷があったんだろうというふうに思っています。

私の地元でも、企業のクラスターが発生しました。そのとき、いろんな事実に基づかないわさとか誹謗中傷もありましたので、やっぱりこういったことというのは起こるんだ

ということは私も分かっています。

これをゼロにするというのはなかなか難しいのかもしれませんが、やっぱり人権同和政策課としても、これは医療政策課とか健康危機管理課とかと連携しながら、正しく恐れるということがやっぱり必要だと思いますので、こういうことは起きないんだということをちゃんと正確性を持って、正しく恐れるということを徹底して皆さんに周知していく、啓発していくということが大事だろうというふうに思っています。

それから、もう1点付け加えて質問させていただきたいんですが、さっき話した、私の地元で企業によるクラスターが発生しました。これは、もうオープンになっていることです。以前の委員会でもお話ししましたが、100何十名かの企業内でのクラスターが発生して、うち延べ人数で49名の外国人の方が陽性となりました。

そのときに、外国人の技能実習生の方々に対して差別的なことがあるんじゃないかと非常に心配しましたけれども、地元に関して言うなら、それはありませんでした。むしろ周りのほうが心配されていたけれども、地元ではなかったんですね。

その企業の人の話を聞いても、むしろもう仲間だと、非常に同士と思っていると。やっぱり非常に心配して、結果として、ベトナムの総領事のほうからも県に対しても感謝の意が示されたと思います。

そういうケースはそれでよかったんですが、今回の一般質問でも外国人技能実習生の質問もありましたが、今県内にたくさんの方がいらっしやっています。今は、一時的にそれぞれの国に戻ることはできなかつたりとか、また、来られることができないケースも出てきていますが、今後この数は減ることはないと思います。

今後、このコロナに関してのみならず、これから外国人との共生社会ということになっ

ていきます。そうしたことの人権啓発についても、積極的に県としてやっぱり取り組んでいくべきだと思いますが、その点の何かしら今やっていることについてお聞かせいただければなというふうに思います。

○緒方人権同和政策課長 人権同和政策課であります。

御質問の件、外国人の方に対する人権について、どのような取組をやっているのか、あるいは今後やっていくのかにつきましてなんですけれども、これにつきましては、この12月に人権教育啓発基本計画をつくりまして、その中でも述べておりますけれども、まずは外国人の方との相互理解を深めるための啓発交流促進というのは、これは大事だと思います。

その一つとして、例えば、今回の事業にも取り上げておりますけれども、ヴォルターズと連携しまして、ヴォルターズ、外国人の方が結構入っていらっしゃるんですが、ヴォルターズの方と中学校あたりをリモートで結んで、お互いどういうことに困っているとかあるいはどういうことに自分は一生懸命になるべきかというようなやつで、リモートで中学校と交流を図っていました。

その中で、外国人選手がおっしゃるのは、やっぱりお互い理解し合おうと、そういう気持ちが大変なのかなということをおっしゃいました。そのようなものも含めて、お互い外国人との相互理解を深めるような事業を展開していきたいと、このように考えております。

以上であります。

○内野幸喜委員 さっき私は技能実習生の方々の話しましたが、5年とか、まあ特定技能とかはちょっと年数変わってきますが、いずれは母国に帰られると。そうしたときに、非常に熊本県というのはよかったと、熊本県の

皆さん方にも大変よくしていただいたと、環境もよかったと、そう言ってもらえるように、今後、そういったところの対応もしっかりしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○小早川宗弘委員 39ページ、熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部改正というふうなことで、今回ちょっと目玉となるようなのは、自転車損害賠償保険等への加入の義務づけというふうなことで、非常に自転車の利用者による大きな事故も発生しているというふうなことで、これは大切なことだというふうに思うとですよね。

私も、3年ぐらい前に自転車を買って、その自転車屋さんで保険に入ったと思うんです。入れたかどうか、ちょっと記憶がだんだんだんだん薄れてくるとですよね。あれ、この保険は何年で更新だったかなとか、その保険会社からも何も連絡がないものですから、そういう切替え、更新とか、その辺もうまくやっていかぬと、せっかく新しい自転車を買って、数年乗って、保険が実際事故ったときに切れとったとか、その辺を細かくやっぱり見ていかぬとあんまり意味がないのではないかなというふうに思いますけれども、そういったところについてはどういった考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○田元くらしの安全推進課長 先生お尋ねの自転車保険につきまして、これは、一般的に自転車保険といいましても、種類がたくさんございます。

幾つか説明しますと、まず、自転車販売店で自転車を販売する際に掛けていただくTS保険というのがございます。これにつかまし

ては、1年ごとの契約になります。買った後、1年後にまた自転車を整備する、その際にまた新たな保険を掛けていただくということの繰り返しとなります。そのほかには、損害保険会社が契約関係をやっておる保険、また、自転車保険という名前はつかなくとも、火災保険だったり、傷害保険だったり、その特約につける保険が個人賠償責任保険といった名称でございます。あるいは、ふだんお乗りの自動車、これに特約でつける保険等もございませう。

ですから、加入を義務づけるということになりますけれども、それぞれがどういう保険に入っているのかなというのをまずは確認していただくということが必要なのかなというふうに考えているところです。

その保険の期間につきましては、保険証券等で御自分で確認していただくということになると思います。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 確かにそうですね。火災保険とかあるいは自動車にもオプションで個人賠償保険というのがついて、自転車保険の代用にもなるというふうなことで、私なんか火災保険も入っとれば自動車保険も、それぞれ個人賠償にも入っているものですから、これは、事故ったときとか、何か被害を賠償せんばんときになったら、保険会社で話し合っって割合負担を何かちゃんと精査するらしいんですけども、この自転車保険で、その所有者の方がどういった保険に入っているのかというのが明確には、これはやっぱりなかなか、火災保険の賠償保険に入るとるけんこの自転車保険には入らぬとか、そういう判断も非常に難しい保険ではないかなというふうに思ひまして、先ほど更新については、自分で気づかないと更新ができないというふうな状況で、自転車保険証書というのは、多分来ぬとですよ。できれば、何かステッカー

んごたつとも、何年何月までの保険というふうな工夫も何か必要ではないかなというふうに思ひますので、この自転車については何年までの保険ですよとステッカーを貼るとか、そういうのも自転車の販売店に工夫してもらって行っていくというふうなことのほうがより非常に理想的な形になるかなというふうに思ひますので、ぜひその辺も工夫をして今後実施していただきたいと思ひます。

以上です。

○緒方勇二委員長 答弁はよろしいですか。

○小早川宗弘委員 何かあれば。

○田元くらしの安全推進課長 先生からありがとうございます。ありがとうございます。

ステッカーという話ございましたが、先ほど御説明しました保険につきましては、自転車本体に掛ける保険と人に掛ける保険というのがあります。自転車本体に掛ける保険であれば、TSマークというのを自転車販売店で交付して自転車に貼ってもらうというような制度が既にございます。

あと、その契約者ごとに掛ける保険というのは、その契約者がどの自転車に乗っても保険の適用を受けることができるということになりますので、そのステッカーについては、現状はどうかというふうに考えているところです。

以上です。

○小早川宗弘委員 せっかくいい制度で、全自転車について保険が掛かるとれば、やっぱり自転車に乗る人もあるいは歩行する人も非常に安全度が高まるのかなというふうに思ひますので、何かそういった課題もあるというふうなことを認識していただいて。

車は、2年に1回あるいは新車の場合は3

年に1回車検があって、その車検の際に自賠責保険というのは切り替えていくわけでしょう。自転車も、何かそういう定期的な検査があるたびに、その販売店の皆さん方にしっかりと、保険の継続性とか更新とか、その辺も見てもらうというふうなことも指摘してもらうような、そういうふうな環境づくりもやっていただければというふうに思います。

以上です。

○前田憲秀委員 同じく39ページですが、私も小早川先生の御意見に全く賛同で、いい条例だと思えます。

ただ、先ほど自動車の任意保険なんかでも、賠償の中に——この間私はこういう事例があったんですね、保険会社をちょっと変えますと、ただ補償内容はほとんど一緒ですと、何が違いますかと言ったら、その賠償保険の中に自転車に乗ったときの補償が付きませんかですね。保険会社も様々ですよ、商品ですから。

だから、まずは、自転車の事故が多くて、賠償額は大変なときはこんなありますという周知は今まで以上にやっていただきたいというのが一つと、それと、子供たちの自転車が、まあ我々の頃は自転車を買ってもらうというのは一つのステータスでもあったわけですが、今はもう簡単に自転車に乗れる時代で、乗り方も最近特に危険だなという気もいたします。

ですから、例えば、警察との連携、それとPTA、小学校との意思疎通というんですか、そこら辺の連携はもちろんされていると思うんですけれども、何かこの条例改正で違い、こういうことというのはありますか。

○田元くらしの安全推進課長 自転車の保険についての種類がいろいろあると、ちょっと分からないところもあるというお話でした。確かに、分からないところが結構あると思

います。

先ほど説明した内容で、本人自身が自転車保険に加入しているかどうか、これにつきまして、県のホームページにフローチャート図というのを掲載させてもらっております。TSマーク、かたっていますか、かたっていないならほかの自動車保険あるいは傷害保険等の特約にかたっていますかとかですね。それを御自分で追っていかれて、今かたっているかどうかを確認いただければなというふうに思うところです。

それと、子供たちの自転車の乗り方について危険だというお話につきましては、確かに危険な運転をする子供さんたちもたまには見るところですけれども、県は、警察あるいは学校、そのほか婦人会の交通安全母の会とかございます。こういったところと連携して、子供自転車教室だとかあるいは自転車大会というのを開いて、乗り方について、安全な、適正な乗り方をしてもらえるようにというふうな指導、啓発もやっております。今後も継続して積極的にやっていきたいと思えます。

以上です。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

保険というのは、今回、水害とか被害に遭ったときもそうですけれども、被害に遭ったときに改めてありがたみを感じるものであって、本来、保険を掛けましょう、保険は大丈夫ですかというときには、あんまり意識がないものだと思うんですよ。ですから、まずはその交通安全面、そういったところの両面からもしっかり啓発、いい条例だと思えますので、全国に先駆けて発信できるようにやっていていただきたいなというふうに思います。要望させていただきます。よろしく願います。

○緒方勇二委員長 課長、これは私の実体験ですけれども、私の子供が、台風が来るとき

にタクシーと接触を起こしまして、示談交渉に大変難儀しました。1年かかりました。保険によっては、示談交渉をしてくれない保険もあるわけですね、当事者同士でやってください。ですから、その辺の啓発をやっぴり盛り込んで、実りある条例にしていなければなというふうに思います。要望です。

○田元くらしの安全推進課長 分かりました。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○藤本環境生活部長 補足で、すみません。

自転車条例に関して、いろいろ御意見ありがとうございます。

私どもも、その周知がやっぱり一番大事だと思っていまして、4月に入ってから事業の連携会議というのを設けようとしていまして、その中に県警とか市町村とか、あと教育関係あるいは損保代理店の協会とか、そういうところに入っただいて、しっかり周知、県からだけ周知するんじゃなくて、いろんな方面から周知をしてもらい、保険、ある意味お勧めされるときにそういう勧め方もしてもらいとかですね。

実際に、幾つかの損保代理店のほうから協力したいという申出もあっていますので、そういった各方面から周知をして、自分ができるだけ気づいてもらうあるいは気づかなくても保険会社のほうで気づいてもらうと、そういったことでやっていければなというふうに思っています。やりながら、いろいろ工夫しながらやっていきたいと思っておりますので、頑張りたいと思っております。

○島田稔委員 私は、荒尾市内の国道筋に住んでいるんですけども、300～400メートル先に荒尾海陽中学校というのがあって、自転

車で我が家の前を通っていくとき、100人が100人とも歩道を走っています。大体自転車は車道を走るんですかね、歩道を、ちょっとお尋ねしたい。

○田元くらしの安全推進課長 基本的には車道を走らなきゃ駄目だと、ただ、車道が車の通行があって危ないという場合は歩道を走っていいと。ただ、その場合も、車道側のほうに寄って歩道を走ってくれというような感じになっております。

○島田稔委員 それが違反であるなら、加入しても保険なんか出るのかなみたいなことをちょっと感じたものですから。

ただ、車道側を走るとるような子たちは、2台、3台連なって行っていますので、そこら辺は、やっぱり学校にも指導の強化というのもある部分必要じゃないかなというふうにはちょっと感じておりますけれども。

以上です。

もう1点、いいですか。

○緒方勇二委員長 はい。どうぞ。

○島田稔委員 環境保全課で先ほど、15ページ、4番、硝酸性の対策推進事業で913万、これは、地下水が荒尾市はあんまりよくないということなんでしょう、端的に言うと。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございます。

この荒尾地域の削減計画を平成15年に作成しております、作成した当時は、梨農家とかそういうところからの施肥由来、肥料由来で地下水の硝酸が高いところが見られたということで、今現状としましては、荒尾地域については減少傾向にはございます。

ただ、非常に減少するのに時間がかかりますので、そのところはまだ農政とかと連携

しながらしっかり取組をやっていく中で、今度またその第2期計画を、今第1期計画を検証しながら、これから策定していくところでございます。

○島田稔委員 市内にはたくさん井戸があって、昔から荒尾の場合は地下水に頼ってきたわけですよ。したがって、市制施行は昭和17年なんですけれども、それまでは荒尾町とか平井村とか清里村とかと合併して荒尾市になったんですが、清里村で当時の福岡県大牟田市と契約をして、清里村の地下水は大牟田がくみ上げていいよと、だから、本市自体が地下水に頼るとるものですから、過剰用水になったんですね。したがって、海の海水よりも地下水の水位が下がるとる状態で、非常に塩水化現象になってきた、そういった関係があるのかなと思ってちょっとお尋ねしたんですが、それはいいですか。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございます。

今の塩水化のことについては、今ちょっと手持ちの資料がございませんので、またそれは調べた上で、委員長のご理解をいただいた上でまたその点については。

硝酸性窒素については、今のところ減少傾向になってきておるところです。

○島田稔委員 ありがとうございます。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○城戸淳委員 循環社会推進課にちょっとお尋ねいたします。

22ページになりますけれども、一般廃棄物の対策に関しては、先ほど言われました新規で海洋プラスチックごみ対策に対しては、非

常にいいことだなと思っておりますけれども、今の産業廃棄物の対策、その中の1の、これは前から私いろんな要望を受けておまして、不法投棄の話ですけれども、先ほどパトロールということでこの予算は上がっておりますけれども、実は、私も玉名のほうですけれども、河川の右岸、左岸とかありますけれども、例えば左岸が、道路があるところは通学路としてPTAとかで除草作業もされておりますけれども、右岸側は道路が狭くて、草がこども生えてしまって、そこに非常にいつも、例えば電化製品とかいろんなやつが捨てられとつとですよ。

これは、前から比べると不法投棄はかなり減っているとは思いますが、もういちごつこと言いますか、その隣の農地の農家の方は、そっこのほうまで捨てられて、朝方までずっと監視するような状況で、1回は捕まえたそうなんです。結構若い方だったらいいんですけども、そして、そういうのがあって、また結局今度は、草があるもんだけそこを捨てられながら、また、夜中でしょうか、捨てられて、これがいちごつとで、いろいろ不法投棄に対してなかなか糸口が見つからないということで、かなり私も要望を受けるんですけれども、まあそこだけじゃなくていろんなところ、やっぱり河川の草が生い茂っているところに結構不法投棄があつとですよ。

そういう中で、そのパトロール、私も保健所に行って要望もしておりますけれども、パトロールですよ。その重点区域とか、多分いつも捨てられるというのは、いろんな地域の方の要望で上がってくると思うんですけども、そういう、何と言いましょか、全体で調査をして、やっぱりここにいつも捨てられるとかいう、まずは何か調査をしていただいて、そして、そこを重点にパトロールをするとか、何かちょっときめ細かなパトロールもしていかなといかぬのかなと。

ただ、減るのかどうかはちょっとパトロールだけでは分からぬですけれども、私が思うには、やっぱり環境かなと思うとです。捨てられるような環境がそこにあるから、来た方がちょっと捨てられるというのが何かあるのかなと思いますので、ちょっとその辺に関してはどうでしょうか。

○小原循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

不法投棄についてお尋ねをいただきました。

こちらの事業は、監視の指導員につきまして、全部の保健所に警察OBの方あたりを配置して、保健所で計画的、そしてポイントを絞ってやっていると伺っております。

そういったような住民の方とかの、まあよくある場所ですとか、そこも踏まえて、引き続きやっていくように、また保健所のほうに指導したいと思っております。よろしく願います。

○城戸淳委員 この不法投棄はなかなかなくなるというか、そういう意識の問題だと思うんですけれども、その辺は結構いろんな農地のほうにまだごみとかがあると、非常に労力がまたそこにかかるもんだけん、農作業する前にそれを片づけてして、またそるばってんあると、そういうのがあると、非常にその辺は注意して、よければパトロールの強化もお願いしたいと思います。

以上でございます。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○前田憲秀委員 30ページの消費生活課さんにちょっとお尋ねをしたいんですけれども、ちょっと金額は計画なので少ないんですけれども、食品ロスの削減、これは、何か展望的

なものがありますか。こういうふうにもっていかうみたいな展望的な。

○枝國消費生活課長 食品ロス削減推進計画につきましては、国のほうから基本的な指針が示されておりまして、もともと食品ロスと申しますのが、46%が家庭から排出されたごみ、あとは事業系が53%という形になっております。ですので、家庭系のほうからいかに減らしていくか、事業系からいかに減らしていくかという取組が必要だというふうに考えております。

来年度、有識者会議も構成いたしまして、外部の御意見などもお聞きしながら具体的な施策は検討していきたいと思っておりますけれども、先ほど御説明申し上げたように、生産、製造、流通、販売、消費の各段階でいかに普及啓発を進めていくか、あとは事業者に関しては、いかに、例えば小分けのものを作っていただく、そういったものの普及啓発も進めていきたいというふうに考えておりまして、各段階で必要な施策を、来年度有識者会議なども含めながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

国からの指針、指導もあってということなんですけれども、これは非常に重要な問題と思っております、例えば、今世界で年間廃棄されるこの食品ロスの量というのは、WHOが言う飢餓で苦しんでいる人たちの食料の数を十分に上回ると、そういう周知も必要ですし、今具体的に小分けとか様々言われましたけれども、事業者の協力というのは物すごく必要だと思うんですね。例えば、ホテル業界にこの食品ロスを言ったら、そんな、サービスの中で、例えば今まで10出していたのを7とか8なんていうのはできませんとかいう話もあるでしょうし、非常にこれは議論が難し

い、かみ合わない話にはなってくる。でも、非常に大事なテーマではあるかと思っておりますので、予算は130万円ぐらいしかついていませんけれども、ぜひ大きな予算を取れるように、発展的にやっていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えのため、ここで5分間休憩いたします。

再開は、11時15分からといたします。

午前11時10分休憩

午前11時15分開議

○緒方勇二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。質疑については、執行部の説明を求めた後に一括して受けたいと思っております。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、関係課長から資料に従い説明をお願いします。

まず、藤井商工労働部長。

○藤井商工労働部長 おはようございます。

今回提出しております議案等の説明に先立ち、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害への対応につきまして、概略を申し述べます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、現在、営業時間短縮の要請に御協力いただきました飲食店の皆様への協力金のお支払いを進めております。これま

で、延べ1万2,000件を超える申請に対して、約6,800件を支給させていただいております。できる限り早急にお支払いできるように、引き続き取り組んでまいります。

また、加えて、2月補正予算として議決いただきました事業継続・再開支援一時金事業につきましても、直後の3月1日から申請受付を開始しており、また、業態転換等支援事業につきましても、3月5日から受付を開始しております。

事業者の皆様が、売上げの回復や新たな事業展開につなげていただけるよう、国の経済対策も最大限に活用しながら、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、7月豪雨災害への対応についてです。

なりわい再建支援補助金につきましては、2月26日に第3回の交付決定を行っております。99事業者に対し、総額11億4,000万円の交付決定を行っており、これまでの交付決定の累計は、141事業者、総額14億9,000万円となっております。

3月1日から昨日15日までは、第7次受付を実施しております。引き続き、国との協議を進め、できる限り速やかに交付決定を行うとともに、商工団体などと連携を密にして、きめ細かな相談対応等を行い、被災された事業者の皆様へ寄り添った支援を行ってまいります。

それでは、商工労働部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

令和3年度当初予算は、一般会計で869億200万円余、中小企業振興資金特別会計など4特別会計で22億4,800万円余、総額で891億5,100万円余を計上しております。

主なものとしましては、令和2年7月豪雨への対応として、なりわい再建支援補助金の早期支給を目的とした審査委託事業や被災地域への企業進出を促進するための補助率のかさ上げ並びに再エネ先進地創造のための基礎

調査の実施でございます。

新型コロナウイルスへの対応として、売上げが減少した中小企業等への資金繰り支援や離職者の再就職支援などをお願いしております。

加えて、ポストコロナ時代への対応として、地域経済の持続的な発展と新時代を牽引する産業の形成を目指すため、次世代を担う人材育成や高等技術専門校等の施設整備、さらには、空港周辺地域における新産業創出のための計画策定等がございます。

複数年度にまたがる委託契約等に係る債務負担行為の設定についてもお願いしております。

また、権利の放棄及び財産の処分についてお諮りしております。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○臼井商工政策課長 商工政策課でございます。

予算説明資料の46ページをお開きください。

商工政策課分の当初予算計上事業を御説明させていただきます。

1つ目、労政総務費として、5,600万円余を予算計上しております。

内訳に関しましては、説明欄を御確認ください。

1つ目が、ワンストップジョブサイトくまもと運営事業ということで、県内の仕事、就職等に関する各種情報を提供するサイト、ワンストップジョブサイトくまもと、これの保守点検経費100万円余を計上しております。

続きまして、人材確保強化事業、セミナー

等を通じたU I Jターン就職希望者等の掘り起こしに要する経費として、セミナーやフェア、合同PRイベント等の出展経費、コーディネーターの設置経費等を予算計上しております。

続きまして、「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業として、熊本、東京、大阪、福岡に設置しておりますU I Jターン就職支援の相談窓口の設置費用及びU I Jターン就職希望者あるいはU I Jターン就職希望者を雇用したい県内企業の掘り起こし、これに要する経費として、4,200万円余を計上しております。

続きまして、商業総務費として、1億5,500万円余を計上しております。

1番と2番の(3)までは、商工政策課の職員給与費であったり、事務費等を計上させていただいております。

最後の2番、商業指導費の(4)中小企業強靱化BCP推進事業に関しまして、800万円余を計上させていただいております。中身としましては、県内中小企業の事業継続計画、いわゆるBCP等の策定等を促進するため、セミナーやワークショップを開催するための経費を計上しております。

続きまして、大阪事務所費として、8,700万円余を計上させていただいております。

続きまして、福岡事務所費として、2,200万円余を計上させていただいております。

商工政策課は以上でございます。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

次の49ページをお願いいたします。

まず、一般会計につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、商業総務費につきましては、600万円余をお願いしております。

右側説明欄(2)商店街活性化支援事業は、商店街の活性化の取組を支援するハード、ソ

フトに係る経費でございます。

次に、中小企業振興費につきましては、768億5,400万円余をお願いしております。

これは、前年度と比較しまして362億円余の増加となっております。主な要因は、右側説明欄の2、金融対策費の中小企業金融総合支援事業で361億円の増ということになってございます。

この事業は、中小企業向けの融資制度に係る貸付けの原資、保証料補助等に要する経費でございます。今年度の新型コロナ対応融資の増加に伴い、来年度の金融機関への貸付原資が大幅に増加することによるものです。なお、令和3年度の新規の融資枠につきましては、記載のとおり、400億円を確保しております。

50ページをお願いいたします。

3の中小企業団体等補助金は、中小企業団体中央会等に対する人件費や事業費の補助でございます。

4の運輸事業振興助成費は、軽油引取税の収入額に応じて交付される熊本県トラック協会に対する補助でございます。

51ページをお願いいたします。

5の(1)小規模事業者復興支援コーディネーター事業は、熊本地震の被災事業者に対して専門家が行う総合的支援に係る経費でございます。

6の(1)商工会商工会議所・商工会連合会補助は、商工会等に対する人件費、事業費の補助でございます。

(2)くまもと型小規模事業者経営発展支援事業は、販路開拓や生産性向上の取組を行う熊本地震の被災小規模事業者に対する補助でございます。

次に、52ページをお願いいたします。

商工施設災害復旧費につきましては、3億4,700万円余をお願いしております。

右側説明欄の(1)が熊本地震関連、(2)が令和2年7月豪雨関連でございまして、補助金

の申請受付等の業務委託のほか、補助事業者に対する経営支援等に要する経費でございます。

(1)の熊本地震関連におきましては、益城町の公共事業の影響によりまして、令和2年度までにグループ補助金の交付申請ができない事業者に対して、グループ補助金と同等のスキームの県単独事業により支援を行う経費を計上させていただいております。8,800万円余を計上しております。

以上が一般会計となります。

次、53ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

上段の中小企業振興資金助成費で1,200万円余をお願いしております。

右側説明欄のとおり、貸付事務や債権回収業務に係る経費等でございます。

下の元金から次の54ページにかけまして、事業者からの償還に応じて中小企業基盤整備機構への償還に係ります元金、利子、違約金等を計上しております。

最後が、県の負担分を一般会計に繰り出すものでございます。

以上、特別会計と一般会計を合わせまして783億5,778万円となります。

55ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。55ページは、いずれも継続事業でございます。

上段は、中小企業対策融資に係る損失補償、下段は、中小企業協同組合等の設備投資促進に係る利子助成でございます。

56ページをお願いいたします。

昨年5月から運用しております全国統一の新型コロナウイルス感染症対応資金の利子助成につきまして、令和3年度に借入れが実行された場合の3年間の利子助成に係るものでございます。

次、57ページをお願いいたします。

中小企業等復旧・復興支援利子助成としまして、グループ補助金の交付申請ができない

事業者を県単独事業により支援するに当たりまして、事業者の自己負担分の借入れに対する利子助成に係るものでございます。

少しページを飛びまして、85ページをお願いいたします。

第95号議案、権利の放棄についてでございます。

こちらは、中小企業振興資金の貸付債権につきまして、権利の放棄を行うものでございます。

86ページの概要で説明をさせていただきます。

今回の放棄案件につきましては、中小企業高度化資金として、熊本市内で水浄化剤等の販売を営んでおりました法人に対する貸付債権でございます。

貸付けは、(4)のとおり、平成9年5月に1億5,600万円を貸し付けております。放棄する額等は、(3)のとおり、1億1,437万円余及び未償還元金に係る違約金の請求権となっております。

現状につきましては、債務者及び連帯保証人の状況を(11)に記載しております。

当該法人は、休止中で、再開の見込みがございません。法人登記につきましては、既に職権で解散とされてございます。また、法人の資産につきましても、貸付けの担保物件は競売により売却、債権も既に差し押さえており、現在では資産はございません。

また、連帯保証人としては、当法人の役員だった3名となります。これまで、サービサーを活用した債権回収について、能力調査を行い、債権の差押えを行っております。

現状では、記載のとおり、いずれも高齢で無職で資産もないということで、返済する資力がないものと判断しております。

2の権利の放棄を行う理由としましては、今申し上げましたような状況の中で、貸付けの法人が事業を休止し、差し押さえる資産がなく、連帯保証人の著しい生活困窮により県

の債権放棄基準に該当し、任意の交渉、強制執行の手段によっても債権の回収は不可能と認められることから、権利の放棄を行うものでございます。

これまでの決算特別委員会委員長報告におきましても、回収金の回収に当たっては、県民負担の公平性の観点とともに、回収額と回収に要するコストとの費用対効果の観点も併せて考慮すべきと考えるとの御意見をいただいております。

当課としましては、今後とも公平性の観点から粘り強く債権回収に努めてまいりますが、相当の努力を行ってもなお回収が不可能な案件につきましては、県の債権放棄基準に基づく放棄を行うことで、回収の見込みがある案件に注力をしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

ページお戻りいただきまして、58ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、労政総務費ですが、1億8,500万円余をお願いしております。

説明欄の2の(2)テレワーク推進体制強化事業は、テレワークを活用した多様な働き方を支援し、新たな雇用の創出等を図るため、テレワークの普及やコワーキングスペース等のネットワーク化に係る経費でございます。

また、(3)熊本を「知る」・「会う」プロジェクト事業は、若者の県内就職を促進するとともに、学生、企業双方の就職活動を支援するため、県内企業の魅力発信や企業説明会の開催などに係る経費でございます。

59ページをお願いいたします。

下段の職業訓練総務費で4億6,700万円余をお願いしております。

説明欄の2の(2)熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業は、熊本市南区の高等技術専門校の建物の再整備と技能振興センターの設置に要する基本設計等の経費でございます。

60ページをお願いいたします。

説明欄の3の認定訓練実施事業は、在職者に対し、事業主や団体が行う職業訓練の助成等に要する経費でございます。

61ページをお願いいたします。

上段の職業能力開発校費ですが、9億900万円余をお願いしております。

説明欄の3の(2)離職者訓練事業は、民間に委託して実施する離職者を対象とした職業訓練に係る経費です。

次に、下段の技術短期大学校費ですが、5億2,100万円余をお願いしております。

62ページをお願いいたします。

説明欄の2の(2)技術短期大学校教育対策事業ですが、技術短期大学校の照明装置などの保全、改修工事等に要する経費でございます。

下段の失業対策総務費では、2億8,900万円余をお願いしております。

63ページをお願いいたします。

(3)地域活性化雇用創造支援事業は、再就職促進のため、委託事業者で雇用し、就業に必要な研修を実施した後、人材不足の企業に派遣し、雇用につなげるための経費でございます。

次に、(4)新型コロナ対応雇用維持・確保支援事業は、在籍型出向などの兼業、副業について、シンポジウム開催やマッチング支援に要する経費でございます。

(5)くまもと型就職氷河期世代活躍促進事業は、長期無業状態にある方などに対し、相談や業務体験などの支援、また、企業に対し専門家を派遣し、業務の切り出しなど受入れ環境整備を行う経費でございます。

(6)熊本県地域無料就労相談窓口運営事業は、各地域振興局に相談窓口を設置し、きめ

細やかな支援を行うために要する経費で、来年度より専門的な相談対応を強化するために業務委託により実施し、相談体制の充実を図ってまいります。

以上、労働雇用創生課、全体で23億7,506万7,000円をお願いしております。

続きまして、64ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

上段の障がい者訓練委託業務、下段の離職者訓練等委託業務で、一部の訓練については次年度にわたる訓練となることから、設定をお願いするものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○大下産業支援課長 産業支援課でございます。

資料の65ページをお願いします。

まず、表上段の農業総務費です。5,698万円余をお願いしております。産業技術センター食品加工技術室の運営管理や研究開発等に要する経費でございます。

66ページをお願いします。

工鉱業振興費の工業振興費でございますが、11億2,024万円余をお願いしております。

主な事業について御説明します。

まず、(2)の地場企業立地促進費補助でございます。6億3,132万円余をお願いしております。これは、地場企業が県内に工場などを新・増設する際の施設整備費等に対する助成に要する経費でございます。

67ページをお願いします。

(6)の第4次産業革命推進事業でございます。4,980万円をお願いしております。地域の中核企業が、IoT等を活用したデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXに取り組むための設備投資などに要する経費でございます。

(7)の熊本空港周辺地域における新産業振興創出事業でございます。7,999万円余をお願いしております。空港周辺地域での新たな産業創出に向けたU Xプロジェクトの推進に要する経費でございます。

次に、(8)の産業成長ビジョン推進事業です。1,970万円余をお願いしております。産業成長ビジョンの策定に伴い、進捗評価委員会の設置及びビジョンの推進団体に係る運営や負担金等に要する経費でございます。

続きまして、計量検定費でございます。4,269万円余をお願いしております。

68ページをお願いいたします。

これは、産業技術センター計量検定室の運営管理やタクシメーターなど計量法に基づく計量器の検定、検査などに要する経費でございます。

次に、下段の産業技術センター費でございます。6億9,264万円余をお願いしております。

主な事業について御説明します。

69ページをお願いします。

3の試験研究費でございますが、2億3,785万円余をお願いしております。いずれも研究開発に要する経費でございます。

次に、4の技術指導事業費です。8,214万円余をお願いしております。

新規事業について御説明します。

70ページをお願いします。

(3)県南被災地域の食品加工産業への支援事業です。1,100万円をお願いしております。昨年7月の豪雨により被災した焼酎・しょうゆ蔵元など、醸造食品企業の蔵つき微生物資源の保全による商品再現支援及びBCPの推進に要する経費でございます。

次に、(4)DX導入モデル企業支援事業でございます。906万円余をお願いしております。生産ライン自動化など、DX導入に取り組むモデル企業を技術面から支援する取組に要する経費でございます。

下段の新事業創出促進費でございます。9,622万円余をお願いしております。

新規事業について御説明します。

(1)くまもとオープンイノベーション推進事業です。2,788万円余をお願いしております。コーディネーターの配置等によるオープンイノベーションに必要な連携体構築等の支援に要する経費でございます。

71ページをお願いします。

(2)くまもとクロス支援事業でございます。1,544万円余をお願いしております。複数の中小企業等が連携して取り組む新製品・技術開発への支援に要する経費でございます。

72ページをお願いします。

産業支援課は、当初予算21億6,361万円余を計上しております。

続きまして、73ページをお願いします。

債務負担行為として、4,125万円の設定をお願いしております。これは、先ほど66ページで御説明いたしました地場企業立地促進費補助において、交付額が多額のものについては補助金を分割して交付しており、それに係る令和4年度への債務負担をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○上塚エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

74ページをお願いします。

主な事業を中心に説明させていただきます。

最下段の工鉱業振興費でございます。2,647万円余をお願いしております。

右説明欄1の工業振興費におきまして、1,948万円余をお願いしております。

(1)の再エネ先進地創造事業は、令和3年度の新規事業でございますが、2つありまして、まず陸上風力発電促進については、球磨

川流域での環境保全と陸上風力発電導入促進を両立するため、風力発電推進エリアの設定等に関する基礎調査です。もう一つのRE100産業団地設置のための基礎調査は、空港周辺において、RE100、すなわち企業活動に必要なエネルギーを100%再エネで賄うことを目標とすることなのですが、これを施行する企業が集積する地域を創造するための調査に要する経費です。

次に、75ページをお願いします。

(3)の熊本県総合エネルギー計画推進事業でございますが、今年度策定いたしました第2次熊本県総合エネルギー計画に基づいた再生可能エネルギーの導入加速化等に取り組むものです。主なものは、太陽光や蓄電池の初期投資ゼロモデル普及のための基礎調査や県内全域の企業にRE100の取組を普及促進するための基礎調査等です。

以上、エネルギー政策課としまして、2億880万円余をお願いしますのでございます。

エネルギー政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

資料をおめくりいただき、76ページをお願いいたします。

主な事業について御説明させていただきます。

初めに、一般会計でございますが、工鉱業総務費として46億2,492万円余を計上しております。

右の説明欄を御覧ください。

(1)貿易企業物流効率化事業でございますが、これは、県内港での輸出入において、荷主が利用しているコンテナを企業間で融通し合うコンテナラウンドユースのモデル事業に要する経費でございます。

続きまして、(4)企業立地促進補助でございますが、39億1,376万円余を計上しており

ます。これは、県内において、事業所等を新設、増設する企業が行う設備投資及び新規雇用に対する補助に要する経費でございます。

77ページをお願いいたします。

(6)戦略的ポートセールス推進事業は、熊本港及び八代港のポートセールスに要する経費で、国際新規航路を開設する船会社に対して経費の一部を補助するものでございます。

次に、(7)国際コンテナ利用拡大助成事業では、熊本港及び八代港を利用する荷主企業に助成を行うものでございます。

続きまして、(8)市町村施設整備促進事業ですが、2,500万円を計上しております。これは、市町村が実施するサテライトオフィス等の施設整備等の補助に要する経費でございます。

資料をおめくりいただき、78ページをお願いいたします。

(10)の県外IT企業・コンテンツ関連企業等ネットワーク構築事業でございますが、これは、IT、コンテンツ関連企業の誘致に向けて、企業間のネットワークの構築や人材育成等の取組を行うための経費でございます。

79ページをお願いいたします。

ここからが特別会計でございます。

初めに、港湾整備事業特別会計でございますが、ポートセールス推進事業として、熊本港及び八代港の利用促進を図るための活動費及びそれぞれの協議会を運営する経費として、375万余を計上しております。

80ページをお開きください。

臨海工業用地造成事業特別会計でございます。

八代、有明のそれぞれの臨海用地の除草等の管理と分譲のための広報に要する経費でございます。合計で2,172万円余を計上しております。

81ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございます。

この特別会計は、菊池テクノパーク等の内陸工業団地の分譲促進に要する経費及び管理費等でございます。

82ページをお願いいたします。

3段目の元金及びその下の利子でございますが、臨空テクノパーク及び菊池テクノパーク建設に係る起債償還に要する経費でございます。

83ページをお願いいたします。

一般会計繰出金1億1,151万円余でございますが、これは、城南工業団地等に係る一般会計貸付金の償還に係るものでございます。

高度基盤整備特別会計では、合計で10億7,275万円余を計上しております。

以上、企業立地課としましては、一般会計、特別会計を合わせまして、総額で57億2,316万円余を計上しております。

次に、84ページをお願いいたします。

債務負担行為として、企業立地促進補助をお願いしております。

本県に立地する企業への補助金につきましては、交付額が多額に上るものにつきましては、分割して交付をしております。今般、令和4年度から7年度までの債務負担として、19億2,510万円をお願いするものでございます。

ページ飛びまして、87ページをお願いいたします。

条例関係議案として、財産処分1件を御提案しております。

これは、八代市新港町3丁目9番16ほか2筆、いわゆる八代外港工業用地の一部を分譲するものでございます。

分譲面積は、3万173平米、処分の相手方は、株式会社亀万運送、予定価格は、3億1,078万1,900円でございます。

提案の理由は、八代外港工業用地の一部を工業用地として処分するため、この議案を提出するものでございます。

企業立地課は以上です。御審議のほどよろ

しくお願いいたします。

○緒方勇二委員長 次に、観光戦略部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

まず、寺野観光戦略部長。

○寺野観光戦略部長 おはようございます。観光戦略部です。

県内観光に対する新型コロナウイルス感染症の影響及び今後の観光、経済の回復に対する取組について御説明申し上げます。

まず、本県観光の現況について、県内の主要宿泊施設調査における本年3月の宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症拡大前の2019年同期と比べますと、マイナス58%の見込みであり、依然として厳しい状況となっております。

先月、本県独自の緊急事態宣言は解除されたものの、首都圏を中心にいまだ国の緊急事態宣言が続いているため、全国的に十分なマインド回復には至っていないことが大きな要因と考えております。

また、県内宿泊施設の組合からも、こうした厳しい状況を受け、需要を促す取組などを求める御意見をいただいております。

県内においては、県民及び事業者の皆様の一丸となった感染防止の取組により、新規感染者数がゼロまたは1桁の日が続いており、感染状況は落ち着きを見せております。こうした状況を総合的に勘案し、気を緩めることなく、しっかりと感染防止対策を行いながら、地域経済の回復に向けた取組を進めていきたいと思っております。

そこで、本日から、コロナ禍における新しい旅のスタイルの確立と感染拡大により最も影響を受けている観光業界への支援を目的としまして、「くまもと再発見の旅～身近な人と身近な旅へ～」と称しまして、県内在住者を対象とする本県独自の宿泊助成事業を実施

いたします。

今後、春の観光シーズンを迎える中で、まずは感染対策を抑えられている県内から、3密を避ける平日に、人の流れを分散化する仕組みを盛り込みながら、そろりそろりと、そして着実に地域経済の回復につなげてまいります。

続きまして、観光戦略部関係議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係が1件であります。

新型コロナウイルスにより、人々の行動様式や価値観が大きく変容しつつあります。

旅行スタイルにつきましても、同様、旅行先の選定には、3密回避や非接触、地方、自然が重視される傾向にあり、また、これまでの団体よりも家族、個人といった、より少人数での行動が増えるなど、変化が生じてきております。

こうしたニューノーマル時代の観光トレンドにいち早く対応し、他県に先駆けて新しい観光スタイルを確立することが、本県の観光産業の立て直しと経済の再生につながると考えております。

このため、令和3年度当初予算では、新しい観光スタイルの確立に向け、デジタル技術を活用したスマートツーリズムや新たな旅行需要の創出と平準化を図り、関係人口の拡大にもつながるワーケーション、スポーツやアニメをテーマとした新しいツールのさらなる推進に係る経費などについて、予算計上をいたしております。

加えまして、人吉・球磨豪雨被災地域の観光、物産の復興に係る経費につきましても、今年度に引き続きお願いをしております。

そのほか、教育旅行の需要回復や誘客拡大のためのプロモーションの実施、県産品の振興、インバウンド誘致などに係る経費も含めまして、総額26億1,800万円余の予算を計上させていただきます。

以上、私からの総括説明でございます。

詳細につきましては、関係課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○府高観光交流政策課長 観光交流政策課です。

説明資料、89ページをお願いいたします。

まず、1段目、一般管理費につきましては、観光交流政策課の職員給与費1億7,000万円余の予算計上をしております。

次、2段目の諸費につきましては、1億1,800万円余の予算計上をしております。

右側の説明欄を御覧ください。

1の海外移住者等交流費、こちらは、海外に移住されました熊本県人会の方々との交流に要する経費です。

2の国際協力推進費、こちらは、中南米地域等からの海外技術研修員、それから県費留学生の受入れ支援に要する経費です。

3の国際交流推進費、主なものといたしまして、(1)、こちらは、友好提携先であります広西壮族自治区、モンタナ州、忠清南道等との友好交流に要する経費です。

(2)、こちらは自治体国際化協会等への負担金となっております。

おめくりください。90ページのほうをお願いいたします。

3の(3)、こちらは、知事をトップといたします訪問団の派遣及び高雄市長友好訪問の受入れに要する経費として新たに予算計上いたしております。

その下、4番、旅券発給事務費ですけれども、こちら、パスポートの発給事務費等に要する経費となります。

その次、5、国際化環境整備推進費、この主なものといたしまして、(1)の事業は、熊

本県外国人サポートセンターの運営費、それから地域日本語教育の推進に要する経費となっております。

その次の(2)、こちらは、災害時の外国人支援体制の整備といたしまして、市町村と連携した防災セミナー等の実施に要する経費として新たに予算計上させていただいております。

次の91ページを御覧ください。

6番のJETプログラム事業費、こちらは、主なものといたしまして、国際交流員の配置に要する経費でございます。

続きまして、2段目の税務総務費につきましては、165万円の予算計上をいたしております。

資料右側、税務管理費ですけれども、本県への関心を高めまして、県産品の販路拡大につなげるため、ふるさと納税の返礼品等の情報発信に要する経費となっております。

その下、農業総務費、これは、4,300万円余の予算計上をいたしております。

右側、ブランド確立・販路対策費といたしまして、熊本香港事務所、それから熊本アジア事務所の運営に関する経費でございます。

続きまして、4段目、商業総務費ですけれども、2,300万円余の予算計上をいたしております。

資料右側、貿易振興費ですけれども、主なものといたしまして、熊本上海事務所の運営に要するものです。

最後、おめくりいただいて、92ページをお願いいたします。

観光費につきましては、8,000万円余の予算計上をいたしております。

右側の説明欄を御覧ください。

一番上の観光客誘致対策費、これは、主なものといたしまして、(1)の事業は、県にゆかりのある漫画、アニメ等のコンテンツを活用いたしました誘客促進、それから被災地の復興支援に要する経費を計上させていただ

ております。

(2)の事業、こちらは、豪雨災害の復旧・復興プランにも掲げられてはいますが、球磨川流域大学構想を踏まえまして、豪雨被災地域の課題、それから可能性につきまして研究、実践等を行うラボの運営に要する経費として、今回新たに予算計上をさせていただいております。

最後、(3)ですけれども、こちらは、民間団体の活力によりまして、持続可能な広域観光地域づくりを行うために要する経費として、今回新たに予算計上いたしております。

以上、観光交流政策課といたしまして、総額4億3,800万円余の予算計上をさせていただいております。御審議のほどよろしく願います。

○協観光企画課長 観光企画課でございます。

説明資料の93ページをお願いいたします。

当初予算のうち、主なものについて説明をさせていただきます。

観光費の説明欄2の観光客誘致対策費といたしまして、6億462万円余を計上させていただいております。

(1)のオリンピック・パラリンピックキャンプ誘致推進事業についてですが、東京オリンピックのキャンプ受入れ及びパラリンピック聖火フェスティバルの実施に要する経費でございます。

続いて、(2)のデジタルマーケティング事業についてですが、旅行客の趣向に合わせた情報発信並びに観光施策の立案に活用するための効果測定等に要する経費でございます。

(3)のスマート観光交通体系構築推進事業についてですが、観光における2次交通の課題克服と周遊促進による観光消費の増加に向け、関係市町村と連携した検討、実証等に要する経費でございます。

めくりまして、94ページをお願いいたしま

す。

(5)の熊本地震からの阿蘇地域の観光創生事業についてですが、熊本地震で甚大な被害を受けた阿蘇地域の観光振興に要する経費でございます。

(6)スポーツツーリズム活性化事業ですが、スポーツコミッションの設立やスポーツツーリズムの推進に要する経費でございます。

続きまして、4の観光施設整備事業費といたしまして、4,690万円余を計上させていただいております。そのうち、観光標識整備事業については、観光案内標識、観光案内板の整備及び点検等に要する経費でございます。

以上、観光企画課、当初予算といたしまして、合計8億1,000万円余をお願いしております。

観光企画課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川寄観光振興課長 観光振興課でございます。

説明資料の95ページをお願いいたします。

観光費につきまして、3億1,200万円余をお願いしております。

主なものにつきまして御説明させていただきます。

2の(1)新型コロナウイルス感染症からの観光経済復旧復興事業は、観光スタイルの変化に対応したワーケーションの導入実証に要する経費でございます。ワーケーションに対する企業ニーズの把握、ワーケーションプランの商品造成などを通して、地域の観光事業者や市町村と連携したワーケーションの導入を推進してまいります。

次に、(2)クルーズ船誘致推進事業につきましては、クルーズ船寄港数増加に向けたポートセールスに要する経費として、国内外のクルーズ船社のキーパーソンの招請費や船社との商談、また、県内寄港地ツアーへの移動

の際の大型バスなどの高速道路利用料金の是正を行うものでございます。

次に、(3)教育旅行誘致推進事業につきましては、熊本地震で落ち込んだ教育旅行の需要回復に向けた宿泊費助成などに要する経費でございます。宿泊費またはバス代への助成や教育旅行学習プログラムのモニター事業のほか、本県への教育旅行相談などにワンストップで対応するプログラムコーディネーターの配置により、県内教育旅行の需要回復を進めてまいります。

次に、(4)「がんばろう！熊本」観光復興事業につきましては、県内の誘客を図るためのプロモーション及び旅行商品造成に要する経費でございます。

続きまして、96ページをお願いいたします。

(5)インバウンド誘致推進事業につきましては、海外からの観光客の誘客促進に要する経費でございます。オンライン商談会や旅行博への出展、国内に拠点を構える海外旅行会社へのセールスやタイアッププロモーションあるいはSNSを活用した情報発信など、誘客促進に取り組んでまいります。

次に、(6)国内誘致対策事業につきましては、国内からの観光客の誘客促進のための各地域の観光素材の磨き上げ及びPRに要する経費でございます。着地型旅行商品の造成、販売、また、地域振興局などと連携した観光PRを行う経費でございます。

次に、(7)クルーズ船寄港による経済効果促進事業につきましては、クルーズ船寄港地ツアーの造成及びおもてなしへの支援などに要する経費でございます。寄港地ツアーの造成、寄港時のセレモニーあるいは無料シャトルバスの運行など、おもてなしに要する経費となっております。

次に、(8)コロナ禍における観光持続化事業につきましては、コロナ禍における持続的な観光推進に向けた教育旅行の誘致活動及び

新たな観光商品を開発する民間事業者への支援に要する経費でございます。

以上、合わせまして、本年度(A)欄のとおり、合計3億1,200万円余をお願いするものでございます。

観光振興課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○池田販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。

説明資料の97ページをお願いいたします。

1段目、農業総務費でございます。

右側の説明欄ですけれども、ブランド確立・販路対策費として、9,049万円余の予算を計上しております。

主な事業といたしまして、(2)県産農林水産物等輸出推進総合支援事業は、輸出の相談員設置や海外展開のための経費補助等、県内事業者の掘り起こしから実際の輸出に至るまでの総合的な支援に要する経費でございます。

次に、2段目、商業総務費でございます。

右側説明欄2、貿易振興費として、2,461万円余を計上しております。

主な事業として、(1)貿易振興対策事業につきましては、ジェットロや県貿易協会などの貿易振興機関との連携強化に要する経費でございます。

おめくりいただきまして、98ページをお願いします。

右側説明欄3、物産振興費として、9,017万円余を計上しております。

主な事業としまして、(2)伝統的工芸品販路開拓支援事業につきましては、デザイナーなどのクリエイターとコラボした新たな商品開発やECサイトを活用した販路開拓支援等に要する経費でございます。

また、(3)球磨焼酎リブランディング事業につきましては、球磨焼酎のトップブランド化を推進するための情報発信や市場開拓ある

いは商品力向上等に要する経費でございます。

99ページをお願いします。

1段目、右側説明欄4、伝統工芸振興費として、8,385万円を計上しております。

伝統工芸館管理運営費につきましては、熊本県伝統工芸館の令和3年度分の管理委託に要する経費でございます。

次に、3段目、商工施設災害復旧費として、6億5,153万円余を計上いたしております。これは、熊本地震で被災した熊本産業展示場、いわゆるグランメッセ熊本のエレベーターや屋根の改修等に要する経費でございます。

以上、合計10億5,772万円余の予算をお願いしております。

販路拡大ビジネス課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方勇二委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

まず、藤本企業局長。

○藤本企業局長 企業局でございます。

提出議案の説明に先立ち、企業局が所管する事業の取組状況等につきまして御説明申し上げます。

電気事業では、主力の水力発電所リニューアル事業のうち、完了した市房発電所につきましては、2つの発電所とも順調に稼働しております。

あさって18日に、蒲島知事、緒方委員長をはじめ、地元選出の県議会議員の先生や地元首長などに御臨席をいただき、完成を記念したリニューアル式典を現地で開催することとしております。

緑川発電所につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響や施工段階での手違い等により工事に遅れが出ておりますが、令和4

年度中に現地工事を完了し、発電再開を目指してまいります。

次に、工業用水道事業では、有明及び八代工業用水道における民間の運営事業者による業務が本年4月に開始することから、その円滑な事業実施に向け、引継ぎ等を着実に進めてまいります。

最後に、有料駐車場につきましては、11月議会で議決いただいた指定管理者との契約手続等が終了し、来月1日から2期目がスタートします。事業者のモニタリング等を適宜行いながら、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

今回の提出議案につきましては、予算関係議案3件、債務負担行為の設定1件でございます。

詳細につきましては、総務経営課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○永松総務経営課長 総務経営課でございます。

企業局の令和3年度当初予算について御説明いたします。

資料の101ページをお願いいたします。

初めに、電気事業会計でございます。

収益的収入は、15億9,000万円余でございます。内訳は、電力料金収入14億7,600万円余のほか、受入れ利息、消費税還付金等でございます。

収益的支出は、18億2,200万円余でございます。内訳は、職員給与費、維持運営費等のほか、発電所所在町村への地元貢献費用でございます。

なお、緑川第二発電所リニューアル工事において、残置すべき水圧鉄管の一部を誤って切断する事案が発生いたしました。施工して

いる土木工事受注者より、技術的に対応ができないため県で復旧してほしい旨の申出があり、復旧費用9,200万円を計上しております。なお、復旧費用については、工事受注者などの関係業者へ請求することとしております。

損益につきましては、緑川発電所リニューアル工事に伴う発電停止や菊鹿発電所のFIT期間満了による電力料金収入の減、市房発電所のリニューアル工事の完了に伴う減価償却費の増などにより、2億3,100万円余の損失を見込んでおります。

102ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。40億7,600万円余でございます。そのうち、建設改良費は、債務負担行為設定により契約済みの工事を含めて、32億9,000万円余を計上しております。主な内容としては、緑川発電所リニューアル事業や集中監視制御システムの更新等でございます。

荒瀬ダム関連費は、中津道八代線の改良など、国の了解を得た事業計画の予算を計上しておりますが、今後の国の治水事業の進捗を見ながら執行することとしております。

なお、建設改良費に係る財源については、企業債の借入れを30億2,300万円、荒瀬ダム関連工事に係る一般会計からの交付金2,000万円を見込んでおり、そのほかは内部留保資金で対応いたします。

このほか、企業債の元金償還金や令和3年度から新たに開始する県政貢献に係る一般会計繰出金3億円を含む他会計への繰出金等も併せて計上しております。

103ページをお願いいたします。

続いて、工業用水道事業会計でございます。

収益的収入は、9億9,400万円余でございます。内訳は、3つの工業用水道事業の給水収益の合計額3億1,400万円余のほか、福岡県など施設の共同管理者からの維持管理分担

金、一般会計からの補助金及び長期前受金戻入等でございます。

収益的支出は、11億5,400万円余で、内訳は、職員給与費のほか、共同管理者から受け入れた分担金を運営権者に支出する維持運営費及び減価償却費等でございます。

損益につきましては、竜門ダム関連経費の負担が大きく、3工水合計で1億6,000万円余の損失を見込んでおり、赤字が拡大する予算となっております。

これは、コンセッション事業者と料金収入を案分することの減収によるものでございます。一時的に損失が増加しますが、次年度以降、減価償却費の減少等の効果が現れ、収支の改善を見込んでおります。

104ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

建設改良費として、苓北工水の施設更新や遥拝頭首工改修負担金など、1億6,700万円余を計上しております。

このほか、企業債償還金、長期借入金償還金等を併せて、合計8億500万円余を計上しております。

105ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計でございます。

収益的収入は、1億1,100万円余で、主に指定管理者からの納付金収入でございます。

収益的支出は、1億800万円余で、内訳は、職員給与費、維持運営費のほか、経営基本計画に基づく新規事業の調査検討を行うための事業開発費等でございます。

損益につきましては、200万円余の利益を見込んでおります。

資本的支出でございますが、県政貢献として、一般会計への繰出金2億円を計上しております。

おめくりいただきまして、106ページをお願いいたします。

最後に、電気事業会計の債務負担行為の設定でございます。

緑川発電所リニューアル関連事業など、1年以上の工期を要する工事において、表のとおり、令和3年度からの債務負担行為設定をお願いするものでございます。

企業局からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方勇二委員長 次に、労働委員会事務局長から説明をお願いします。

○谷口労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

今回提案しております労働委員会の令和3年度当初予算について御説明を申し上げます。

説明資料の107ページをお願いいたします。

当委員会の予算は、委員会費と事務局費で構成されております。

右側の説明欄をお願いします。

まず、上段の委員会費でございますが、15名の委員報酬2,664万円余を計上しております。

次に、下段の事務局費でございますが、事務局職員に係る職員給与費として、7,016万円余及び労使紛争の審査、調整、あっせん等を行うための運営費として、532万円余を計上しております。

以上によりまして、当委員会の予算の総額は、最下段の1億214万円余となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、各部局を一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、

着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○内野幸喜委員 商工労働部長の総括説明の中で、協力金の支払い、1万2,000件を超える申請に対して約6,800件を支給していますと。その下、下段、事業継続・再開支援一時金事業については、直後の3月1日から申請受付、業態転換等支援事業については3月5日から受付開始と。

まず、この下の事業継続・再開支援一時金と業態転換等支援事業について、もう2週間と10日余りそれぞれたっていますので、現状の申請状況についてお聞かせいただければというふうに思います。これは、商工振興金融課ですね。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

まず、一時金のほうから御説明をいたします。

一時金の申請受付につきましては、3月1日から開始をしております、3月12日金曜日、約2週間がたったところにおきまして、435件の申請をいただいております。既に、現在、そのうち77件ほどは支払いの手続を開始したという状況でございます。

なお、相談件数としましては、2月の初旬からコールセンターを設けてやっておりますが、相談件数としては、1,300件ほどの御相談をいただいているという状況でございます。

それからもう1点、業態転換補助金のほうですが、こちらが、まだ申請等につきましては、ちょっと申請があったかどうかは確認してございません。これは、県で直接受けるのではなく、中小企業団体中央会のほうで審査等をやっていただきますので、あちらのほうで受付をするということで、相談は私どもにもあっておりますし、中央会のほうにも今相

談来ておりますが、まだそんなに申請という段階ではないのではないかなと思っております。

以上でございます。

○内野幸喜委員 ありがとうございます。

事業継続・再開支援一時金事業が、3月12日までで435件の申請と、うち70件が支払い済みということですね。

私は、今のこの状況の中で、県のほうは可能な限り早く受付して、そして支給もしているんじゃないかなと私自身は思っています。恐らく、人員的にも、相当御無理もさせて、対応できる限りは対応していただいているんだろうと思います。

ただ、そうは言っても、その前のこの協力金とかで県は一生懸命やっていたいるんだろうと思うんですが、受け取る側の事業者の方々からすると、やっぱり支払い等もあるわけですから、もう少し早くできないかという声があるのも、またこれも事実なんですね。

そういう意味では、やっぱり今も一生懸命やっていたいると思うんですが、そういう声もあるということも十分受け止めながら、しっかりとやっていただきたいというふうに思っています。

それから、この事業継続・再開支援一時金、435件ということですが、当初何件ぐらいが申請あるだろうということで見込んでいたんですか。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

当初の見込み、今回、特に影響があるという前提で、業種を問わないということで今やっておりますので、なかなか見込むのは難しいでございますけれども、予算を算定する中におきましては、大体7,000件程度の予算として計上させていただいております。

それと、先ほどのちょっと私の説明で誤解があるといけませんので、申請受付件数が435件ということで、現在支払い手続中のものが77件ということで御理解をお願いします。

○内野幸喜委員 支払い済みじゃなくて、手続中が77件ということですね。

予算規模からすると、7,000件ぐらいを見込んでいるということなので、まだ1割にも満たないわけですね。これからどんどんどんまた申請って増えてくると思います。

やっぱり事業者の方からすると、これから年度末に向けていろんな支払いも多くなってくると思いますので、非常に大変な状況ではあると思うんですが、スムーズに伝えられるように、今後も引き続きやっていただきたいというふうに思います。

それから、部をまたがりますけれども、いいですか。

○緒方勇二委員長 どうぞ。

○内野幸喜委員 90ページ、観光交流政策課のほうですね。

ここの最上段で、熊本県一高雄市友好提携5周年記念事業、それぞれのトップの友好訪問団に関する経費と、非常に今の状況の中では、これがいつの時期に実現できるかというのはなかなか言えないと思います。ただ、環境さえ整えば、私はやっぱりこれはやるべき事業だと思います。また、予算にのせているということは、熊本県として強いメッセージを台湾側には送れているというふうに思います。

というのは、これは、やっぱり2016年の熊本地震のときも、台湾、これは台南市だったですかね、市長は。チャーター機を用意して、熊本への観光ツアーというのも実施していただきました。そういうふうに、やっぱり

台湾の方々からはよくしていただいています。高雄もそうですね。

ですから、やっぱりこういった友好提携を結んで、それから、この5周年という節目に何かしらやっぱりイベントをやるというのは私は大事なことだと思いますので、この予算というのは必要な予算だと思いますが、今現在これはどうですか。どういう見通しというか、非常に今の段階ではなかなか難しいと思うんですが、どういう状況か教えていただければなと思います。

○府高観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

事業の狙い等につきましては、まさに内野先生から御指摘いただいたとおりです。

5周年ということで、当初予定しているのは、コロナの収束というのが大前提になりますけれども、基本的には知事をトップとした友好訪問団の派遣と高雄からの友好訪問団の受入れということで、その順序で、想定では6月頃派遣して、8月頃受け入れるということですが、なかなか見極めが難しい状況です。ただ、先方とは、そういうふうなやり取りについては始めているんですけれども、年度末までにこういうやり取りが、ちょっと中身的には変わるかもしれませんが、しっかりやっていきたいと思っております。

○内野幸喜委員 分かりました。

もう1点、いいですか。これは、97ページ、販路拡大ビジネス課ですね。

この一番上に県産農林水産物等の輸出安定化対策事業というのがありますが、今県内の農林水産業の方々、非常に厳しい状況に置かれています。それは、国内の需要が下がってきているというのも一つあります。

そこで、海外の輸出の件に関しては、なかなか私たちも聞く機会がないものですから、例えば、以前であれば、香港に、地元であれ

ば、JA玉名のトマトを輸出していましたが、シンガポールのほうにはJA玉名から米なんかも輸出していました。

今国内の大体の状況は分かるんですが、輸出について、県産の農産品については今どんな状況になっているのかというのをちょっとお聞かせいただければなというふうに思います。

○池田販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。

委員の今の御質問の件でございますけれども、本県における農畜産物の輸出につきましては、農林水産物全体でいきますと、令和元年度でいきますと、61億円程度になっております。林水もありますので。そのうち、農畜産物を中心に見ますと、14.8億円ということで、一番多いのが牛肉です。牛肉が大体64%、牛乳が5%で、合わせて7割が畜産物ということで、そのほか、先ほどトマトの話も出しましたが、一番青果物で出ているのがイチゴでございます。イチゴが約10%、1割ぐらいあるということで、大体それで8割という形になっていて、あとは米とか梨、カンショとかもございまして、全体で14.8億。

どこが一番輸出が多いのかというと、やはり障壁があまりない香港、シンガポールでございます。そういったところを中心に輸出しているような状況でございますが、やはり全国的にいいましてもシンガポールとか香港は輸出競争が激しいので、国内競争も激しゅうございますので、それではない、輸出規制がありながらも先んじていけるような、例えば先般タイのほうにもイチゴを輸出させていただきましたけれども、そういった取組を徐々にやっていながら販路を拡大していきたいなというふうに考えているところでございます。

○内野幸喜委員 その輸出に関して、私もちょっとよく分からないんですけども、コロナ禍の影響って何かあるんですかね。だから、例えば輸出も非常に今厳しい状況になっているとか、その辺はどうなんですか。

○池田販路拡大ビジネス課長 当然、ロックダウンとかあった頃は、例えば飲食店が閉まっているので、飲食店向けについてはかなり影響を受けたというふうに聞いておりますが、日本と同じで、巣籠もり需要というのがございまして、小売店向けの青果物とかはかなり増えています。先ほど言いましたけれども、肉とかイチゴとか、そういった農産物についてはかなり輸出は伸びているというふうに聞いておりますし、魚についても、かなり、結構厳しい状況だったんですけども、魚のほうも大分回復してきているというふうに聞いております。

○内野幸喜委員 じゃあ、その海外輸出は、非常にまだ旺盛な地域もあるということで、積極的に進めているという認識でいいんですかね。

○池田販路拡大ビジネス課長 はい。

○内野幸喜委員 分かりました。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○小早川宗弘委員 77ページで、企業立地課のことで、この説明欄の(7)、国際コンテナ利用拡大助成事業、1億4,100万円余の予算がついていますが、もう少しこれの具体的な内容の説明をしていただきたいと思いますし、これは、1コンテナ当たりで幾らか助成するというふうな事業で、毎年、ここ数年はずっとやられているのかなというふうに

思っておりますけれども、熊本と八代港ということで、熊本は大体予算が幾ら、八代のほうは予算が幾ら、何コンテナ分とか、そういったことをちょっと教えていただきたいのと、あと、同じくこの事業で、コロナの状況の中でこの国際コンテナ船というのは流通量というのは減っているのか、増えているのか、どういった状況にあるのか、現状を教えてくださいたいと思います。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

事業の中身について御説明をいたします。

委員御指摘のとおり、こちらは荷主に対する事業でございます。新規の荷主さんに対しましては、市と県と共同で1コンテナ当たり2万円をお支払いするというふうな事業でございます。併せて、継続の荷主様に対しては、これも、県と市で合わせまして1コンテナに対しまして1万5,000円をお支払いするというふうな状況になっております。

ちなみに、今回予算化しておりますそれぞれの港の分でございますが、熊本港分としまして約6,000万円、八代港分として8,000万円を計上いたしております。

それから、ポートセールスの現状でございますが、今年度につきましては、全体としまして、八代、熊本と合わせまして約94%程度、前年比でございます。やはりコロナの影響が少々あるのかなというような分析しております。

具体的には、年度の当初でございますけれども、東南アジア等でロックダウン等がございましたので、そのときにやはり港が閉まったというふうなのが影響しております。また、最近では、コンテナのほうの不足あたりも少し影響しているのかなというふうに思っております。ただ、全体としましては約5～6%の減ということで、今後引き続きコンテナの輸出拡大については力を入れていきたい

というふうに思っております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 非常にこのポート、港を使った拠点づくりということで、八代港、まあ熊本港もそうですけれども、意外とコロナ禍にしては大幅に減少はしていないというふうなことで、ぜひこれからも継続的に、やっぱり地域産業を支える港だというふうに思いますので、継続的にこういった施策を展開していただきたいと思います。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○前田憲秀委員 ページは85ページ、商工振興金融課さんの権利放棄に関してなんですが、事前にも御説明をいただいたので私もきちんと理解はさせていただいたんですが、平成9年に貸付金が1億5,600万円、そして、今回債権放棄が1億1,400万円ということで、4分の1ほどしか回収ができてないわけですね。事情は今御説明があったので分かるんですけども、もともとその平成9年にこの原資というのは、県費、それと国からと、割合はどれぐらいの感じだったんですか。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

今回の貸付け、1億5,600万円の県と中小企業基盤整備機構の負担割合につきましては、おおむね中小機構が3分の2、県が3分の1になってございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

すると、今回、この放棄する割合も、その割合になるんですかね。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

そうでございます。

○前田憲秀委員 分かりました。

御説明をいただいたので、もうくどくは言いませんけれども、きちんとやっぱり、これだけの金額の債務放棄という事実は事実なので、説明をきちんとやっていただければというふうにお願いします。よろしく願いいたします。

もう1点、よろしいでしょうか。

○緒方勇二委員長 どうぞ。

○前田憲秀委員 95ページ、今度は観光振興課さんになりますけれども、95ページの2の(3)教育旅行誘致推進事業ということで2,500万円、これは、プログラムコーディネーターさんの経費という御説明があったんですけども、もう少し詳しく教えていただいでよろしいでしょうか。

○川寄観光振興課長 まず、プログラムコーディネーターの仕事の内容なんですけれども、旅行会社からの相談の対応とか、あるいは県内の観光地の受入先との調整あるいは現地での受入れ支援、それから、来たときのそのフォローアップ、こういった業務を担うようにしております。

教育旅行関係では、県内に任意団体として熊本県教育旅行受入促進協議会というのがございますけれども、この受入促進協議会と情報を共有しながら、誘致活動を実際先頭に立って調整をやっていくという業務を担うようにしております。予算額としては、850万円を予算計上しております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

これは、修学旅行あたりもこの教育旅行に

は入るんですかね。

○川寄観光振興課長 修学旅行をメインとしております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

コロナ禍の中で、特に阿蘇地域のホテル業界さんとも意見交換をさせていただいたときに、やはりどうしても——地震の影響もまだあるとも言われていました。修学旅行客がほとんど見込めないと。

そのときに、安全性はアピールしても、例えば東京方面、大阪方面の、いわゆる学校のPTAが物すごく慎重姿勢という話をお聞きしたことがあります。もちろん、今言われたコーディネーターさんというのは、きちんとそういう人たちとの仲立にもなられるんでしょうけれども、やはりそういう意味では、熊本の安全性、そして、ぜひ復興の様子も見ていただきたいという、阿蘇なんていうのは、物すごくそういう意味では修学旅行地としては最適じゃないかなとも思っています。ほかの地域もですけども、そういうのにはぜひ取り組んでいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○川寄観光振興課長 観光振興課です。

熊本地震以降、熊本地震前が県内で約10万人の修学旅行を受け入れておりました。地震後、これがまだ復活できてない状況でして、委員が今御説明ありましたように、阿蘇地域の宿泊施設の事業者さんたちも大変苦労されているところです。

ここ数年の状況でいきますと、徐々に回復してきていたんですけども、ちょっとコロナの影響でまた今年度少し落ち込むかなというふうには思っております。

地震関係でいくと、地震で学んだことを教育旅行のプログラムとして造成をしております。例えば阿蘇火山博物館での防災、減災

プログラムですとか、益城町での地震を教材にしたプログラムですとか、そういったものを今関東、関西へのセールス活動の一つの素材としてセールス活動を実施しているところ

○前田憲秀委員 ありがとうございます。ぜひ観光振興に役立てていただければと思います。よろしくをお願いします。

もう1点だけ、よろしいでしょうか。

○緒方勇二委員長 どうぞ。

○前田憲秀委員 98ページの販路拡大ビジネス課さんなんですけれども、(3)の球磨焼酎リブランディング事業についてですけれども、少し詳しく御説明いただいてもいいでしょうか。

○池田販路拡大ビジネス課長 このリブランディング事業につきましては、豪雨災害からの復旧・復興プランの一つとして、球磨焼酎のトップ・オブ・ザ・ワールド戦略というのを掲げております。それを具体化するための事業でございまして、実は4つの柱で取り組むことにしております。

1つは商品戦略、1つが需要喚起、もう一つが市場開拓と知名度向上と、この4本柱で取り組むことといたしております、具体的には、やっぱりまず知名度向上というところからすると、球磨焼酎自体は全国的にも知名度があまりないというところもございまして。そういったことで、知名度向上のための効果的な、まずは情報発信をやりたいということと、あるいは商品戦略として、新たな商品を作る話もありますけれども、ここに書いてございますように、企業や大学と連携して新たな商品開発あるいはデザインを、人が手に取りやすいデザイン開発とか、そういったものも取り組みたいと思っておりますし、球磨焼

酎関係者の人材育成も兼ねてやりたいと思っております。

また、販売戦略としまして、需要喚起ということで、東京事務所などの県外事務所と連携した新たな市場の開拓、例えば飲食店を対象とした産地訪問とか、そういうのにも取り組みたいと思っております。あるいは、現地で酒蔵ツーリズムをやられている蔵元さんありますけれども、そういう新たな商品開発で誘客を促進するという一方で、いろいろ総合的な取組を球磨焼酎組合と一体となってやっていって、トップブランド化を図りたいというふうに思っております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

今御説明いただいたことも、例えば知名度の向上だとか市場開拓、これは大事なことなんですけれども、球磨焼酎というのは、全ての蔵元がそうとは言いませんけれども、希少価値がある、あんまり取れないからこそ、米どころ、東京でも幻の焼酎とか言われるところもあると思うんですよ。そこは、今組合長さんも私存じておりますけれども、様々な地元の思いもあられると思うので、一般的に言う販路拡大、市場拡大主義ではなくて、やはり球磨焼酎独特のブランドの向上という思いは、多分各蔵元さんでもあられるんじゃないかなと思うので、そこはしっかり対話をしながら進めていっていただければなというふうに感じております。よろしくをお願いします。

○緒方勇二委員長 ほかにございせんか。

○城戸淳委員 企業立地課にお尋ねします。76ページです。

企業誘致の促進対策事業費の(1)の新しい事業として、コンテナラウンドユースがございまして。これに関して、もう少しちょっと詳しくと、どこかほかの県でこれも実施をされているのか。県は、今からモデルとして実

施をされるということですのでけれども、ちょっとその辺詳しくよろしいでしょうか。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

コンテナラウンドユースにつきましては、今、例えばA企業、B企業、港からのコンテナをそれぞれが輸出するような形で使っております。これを三角形の形で、A社が使ったコンテナをB社に回して、そしてB社が荷物を積んで港から出すというふうなことで、そうしますと、一つ輸送の形が減りますものですから、環境への負荷だったりあるいはドライバー不足とか、そういった効果が見込まれております。

ちなみに、ほかの県でいきますと、埼玉県等が実施したという事例がございますので、私どもとしては、今回、こちらのモデルケースを実施させていただいて、県内への波及効果とか、そういったのにつなげていければというふうなことを考えております。

以上でございます。

○城戸淳委員 ありがとうございます。

この事業に関して、今メリットを言われたのですが、何かデメリットとかあつとですか。ないですか。何かメリットだけがある状況ですか。

○工藤企業立地課長 今のところ、大きなデメリットというのは想定をしておりません。ただ、企業にしますと、今まで1回で済んでいたのが、他社との調整が必要になってきますので、そこら辺りについては、私どもが企業さんとの間で調整に努力はしていきたいというふうに思っております。

○城戸淳委員 ありがとうございます。

モデル実証ということで進めていただいで、いろんなところで頑張っていただければ

と思います。

以上でございます。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ありませんか。

○島田稔委員 産業支援課にちょっとお尋ねしたいんですが、資料は67ページになります。

熊本空港周辺地域における新産業振興創出事業ということで約8,000万円、いよいよ計画を練られるわけですが、策定されるわけですから、走り出すなという思いなんです、私は、空港アクセス鉄道、これとセットのかなというふうに個人的には思っていたんですね。

したがって、一方では、当初の工事費用が大幅に膨らんできた。今有識者及び交通関係事業者とも審議会で、どういう答申をいつの時期にされるか分かりませんが、今県の財政も三重苦にあえいでいるわけで、そういった面では非常にどうなのかなと思うんですが、仮に空港アクセス鉄道ができぬでも、やっぱりやっていくという、基本方針には変わりないんですかね。その点をちょっとお尋ねしたかったんです。

○大下産業支援課長 こちらのいわゆるUXプロジェクトでございますけれども、あくまで大空港構想の一環で行うものでございます。

また、意図としては、現在、熊本県の産業を支える大きな2つの柱として、半導体、自動車、こちらがございましてけれども、そちらを引き続き成長させていくのに加えて、新たな稼ぎ口として、やはり第3の柱、これを打ち出していかなきゃいけない、そういう分野として、ライフサイエンス産業に今回焦点を当ててやっていると、それを空港周辺でまさに拠点にして新産業創出を繰り出していくよ

うな拠点づくりをする、それがまさにUXプロジェクトでございますので、空港のアクセス鉄道の有無に関わらず、この事業に関してはしっかりと実施をしていくと、そういうところでございます。

○城戸淳委員 分かりました。ありがとうございました。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ここで、昼食のため休憩いたします。

再開は、1時40分。

午後0時38分休憩

午後1時37分開議

○緒方勇二委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第44号、第45号、第49号、第50号、第56号、第57号、第61号から第63号まで、第80号から第83号まで、第92号及び第95号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第44号外14件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号外14件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとし

てよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が8件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○臼井商工政策課長 商工政策課でございます。

私のほうから執行部を代表して、新しいくまもと創造に向けた基本方針及び第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略並びに緑の流域治水の推進と復旧、復興に向けた重点10項目について御説明させていただきます。

まず最初に、基本方針及び総合戦略に関しまして、A3、カラーの1枚紙、お手元に御用意ください。

それでは、御説明いたします。

今議会に提案しております新しいくまもと創造に向けた基本方針と関連する第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略について御説明いたします。

基本方針は、総務常任委員会での付託審議となっておりますが、県政全般に関する取組を記載しておりますので、当常任委員会においてもその概要を御報告させていただきます。

この基本方針は、蒲島県政4期目の基本方針として、令和5年度までの期間で重点的に推進する取組の方向性をまとめたものでございます。

資料左側の基本理念ですが、「熊本地震と令和2年7月豪雨からの創造的復興を両輪に、新型コロナウイルス感染症による社会の変容を見据え、持続可能な「新しいくまもと」を創造する」としています。

この基本理念の実現に向け、理念の右側、4つの柱により施策を展開してまいります。

また、今般、SDGsの理念である誰一人取り残さない持続可能な社会づくりの視点が極めて重要となっており、今回の基本方針では、SDGsの理念に沿った取組を推進してまいります。

なお、下段にありますとおり、球磨川流域における緑の流域治水の推進、水俣病問題などについても、引き続きしっかり対応してまいります。

資料右側に参りますが、基本方針の4つの柱に沿った具体的な施策については、第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載しております。

また、総合戦略に掲げた各施策の着実な推進に向け、PDCAマネジメントサイクルによる成果重視の県政運営や市町村と連携した地方創生の推進に取り組んでまいります。

基本方針、総合戦略についての説明は以上です。

続きまして、緑の流域治水について御説明します。

同じく、カラーで左側ホチキス止め、3枚つづりの資料を御用意ください。

令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランの緑の流域治水の推進と復旧、復興に向けた重点10項目について御説明させていただきます。

なお、本件については、球磨川流域復興局から総務常任委員会に報告されるものですが、県政全般に関する内容になりますので、同じく当常任委員会においても御報告させていただきます。

令和2年7月豪雨からの復旧、復興については、昨年11月24日に復旧・復興プランを策定し、治水・防災対策や住まい、なりわいの再建など、一日も早い復旧、復興に向けて、県庁一丸となって取り組んでいるところで

これらの取組を着実かつ迅速に進めるため、熊本地震と同様、緑の流域治水の推進と復旧、復興に向けた重点10項目を選定し、ロードマップを作成いたしました。

今後、このロードマップを基に取組の進捗管理を行い、復旧、復興をさらに加速させてまいりたいと考えています。

資料の左側の項目欄を御覧ください。

復旧・復興プランの取組の中から、堆積土砂の撤去や住まいの再建など、住民の方々や流域市町村などから特に要望が多かった項目であり、かつ安全、安心の確保及び生活再建に直結する項目を重点10項目として取りまとめております。

中央には、年度ごとの取組内容をロードマップの形で記載し、右側の欄に、令和5年度末までに到達するイメージを記載しています。

左の1から3までが、堆積土砂の撤去や治山、砂防、防災のソフト対策など、緑の流域治水の取組になります。4、5は、住まいの再建やまちづくり、集落再生に向けた取組になります。

2ページをお願いします。

6、7は、事業者や農林漁業者などのなりわいの再建に向けた取組になります。8、9は、国道219号、橋梁、鉄道などの交通インフラの復旧、復興に向けた取組になります。10は、人吉温泉や球磨川下り、球磨焼酎など、観光や地域資源の復旧、復興に向けた取組になります。

3ページをお願いします。

こちらは、重点10項目のような進捗管理を行うものではありませんが、プランに掲げる持続可能な地域の実現に向けた将来ビジョンの主な取組について、5年、10年という中長期的な取組の方向性をお示ししています。

先ほど御説明した重点10項目を着実に進めながら、併せて、道路、通信網の強靱化や緑の産業、雇用の創出、ICTを活用したまち

づくり、魅力ある学校づくり、球磨川流域大学構想など、持続可能な地域の実現に向けた中長期的な取組を進めてまいります。

今後、重点10項目を中心として、復旧、復興の取組の進捗状況については、適宜議会に御報告させていただくとともに、県民の皆様にも広くお知らせしてまいります。

説明は以上になります。

○松岡環境政策課長 環境政策課でございます。

資料は、環境生活部の報告事項の資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

チッソに対する平成7年政治解決一時金貸付けの支払い猶予について御報告いたします。

昨年5月に、チッソの事業会社でありますJNCの令和元年度決算が発表されましたが、これまで主力でありました液晶事業の不振等から、経常利益は32億円となっております。

この額は、患者補償と公的債務を支払うために必要な目安とされます53億円を下回る額となったことから、国は、チッソに対して業績改善のための計画策定を今年度中に行うように要請を行っております。

計画の策定に当たりまして、チッソは、今後の患者補償を継続的かつ確実に行的っていくため、国と県に対して、令和3年度から令和6年度までの4年間、平成7年政治解決一時金貸付けの支払い猶予を求めておりまして、国からも県に対して返済猶予の要請がなされております。

平成7年政治解決一時金貸付けについては、下にフロー図を書いておりますが、県債等を財源として県が水俣・芦北地域振興財団に出資を行い、財団からチッソに貸付けを行っているものでございます。

チッソは、財団に対して、平成29年から令

和27年まで、毎年約4.3億円を返済する計画となっておりますが、チッソから財団に全額返済された後、財団から熊本県に全額返還されることになっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

県の対応でございますが、この業績改善計画は、将来の確実な患者補償の前提となります収益の回復を図るものであり、早期の策定が必要と考えております。

県としましては、国から県に対して返済猶予の協力要請がなされたことや不測の事態には国により万全の措置が講じられることとなったことを踏まえまして、来年度から計画期間内の支払い猶予を行うこととしております。

なお、チッソからの償還は、水俣・芦北地域振興財団への返済終了後に一括して県に返還されますので、今回の猶予に伴う県財政への影響はございません。

また、今回の猶予は、チッソと財団の償還契約期間内の支払い猶予でございますので、償還期限にも変更はございません。

3番、チッソの業績改善計画の概要ですが、今回の支払い猶予等も踏まえて策定した業績改善計画が先週12日に公表されております。

主な内容としては、3つ書いておりますが、液晶事業を中心とした構造改革による収益改善、そして、②、水力発電のFit化推進による収益の拡大、③、ガバナンス・モニタリング強化による赤字事業の見極め等を柱としております。

今後、この計画に基づきまして、今年度は7億円を見込んでおります連結の経常利益を、令和6年度には55億円まで改善を図っていくこととされております。

県としましては、この計画の進捗をしっかりと把握して、チッソの経営状況を注視してまいりますと考えております。

環境政策課は以上でございます。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

報告資料の3ページをお願いいたします。

第四次環境基本指針及び第六次環境基本計画の策定についてでございます。

本県では、環境基本条例に基づきまして、環境基本指針、基本計画を策定しております。

現在の指針、計画の対象期間が今年度までとなっておりますので、来年度、令和3年度からの第四次環境基本指針、第六次環境基本計画を策定するものでございます。

環境基本計画は、県議会の議決を経る必要がございます。6月の定例県議会での提案を予定しておりますが、本日は、パブリックコメントにかけます素案の概要につきまして御説明申し上げます。

4ページ、右肩資料1、A3の紙を御覧ください。

改めまして、上段のほうに、基本指針は、10年間の県が行う生活環境及び自然環境に関する施策の方向を示すもの、基本計画は、指針に基づいて5年間の具体的な施策の方向性や数値目標を設定するものでございます。

左側は、現行の三次指針、それから、右側が第四次指針(案)でございます。

この10年を振り返ってみますと、地球温暖化等の気候変動の顕在化や海洋プラスチックごみの問題、生物多様性損失の危機、さらには、新型コロナウイルス感染症による影響などがございます。

あわせて、その下には、国内外の動き、県内の現状、課題等を整理しておりますが、その中でも、本県は、熊本地震、それから令和2年7月豪雨など、大規模な自然災害を経験しております。

こうした状況を踏まえまして、今回の指針の特徴としましては、今後10年間を「2050年

県内CO₂排出実質ゼロ」に向けた第1章と位置づけまして、様々な分野で持続可能な排出削減に取り組んでまいります。

そして、目指すべき姿としまして、1ゼロカーボン社会、2循環型社会、3自然共生社会、4安全で快適な生活環境、そして、新たに5としまして、様々なリスクに備えた社会を加えた5つの姿を目指してまいります。

次に、取組を推進するに当たっての考え方として2つ、1つは、SDGsや地域循環共生圏の考え方を踏まえた課題解決です。

2つ目が、あらゆる主体におけるパラダイムシフトです。パラダイムシフトとは、常識的な考え方の枠組みが、革命的、構造的に大きく転換する、シフトすることです。ゼロカーボン社会を達成するには、現在の取組を継続するだけでは困難であり、劇的な変化、変革が求められます。

その下に7つの環境施策の方向を示しておりますが、ここは基本計画の章に該当する部分になります。

次、5ページ、資料2をお願いいたします。

第六次基本計画素案の概要でございます。

全体を4編構成としておりまして、本日は時間が限られておりますので、第4編、分野別計画のうち、今回の特徴でございます第1章と第5章を中心に説明をいたします。

まず、第1章のゼロカーボン社会・くまもとの推進です。

2050年の温室効果ガス排出量は、現在の対策を継続するだけでは、基準年度比で37.6%しか削減しないことが予測されております。

右のグラフの黒の点線の部分でございます。

これを4つの戦略、1省エネルギーの推進、2エネルギーシフト、3電気のCO₂ゼロ化、4その他CO₂実質ゼロ化により、赤い点線の軌道を通って2050年実質ゼロにしたいと考えております。

また、メルクマールとして、2030年度の削減目標を、現計画の基準年度30%削減から40%削減に上方修正する方向で検討しております。

この中間目標を達成するために、部門ごとに削減目標を定めまして、この5年間の施策の方向性を示しております。

例えば家庭部門では、住宅の断熱仕様の推進やZEH、太陽光発電、再エネ電力の導入を進めます。

また、産業、業務部門では、設備転換時の電化設備への誘導や主要企業等による協議体を設けて課題解決を図っていきます。

また、横断的な取組としまして、再エネ導入や森林整備等によりますCO₂吸収源対策の推進、国や市町村との連携、行動変容を促進する県民運動を展開してまいります。

次は、ちょっと項目だけを読んでまいります。第2章は、循環型社会の推進、第3章は、熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現、第4章では、安全で快適な生活環境の確保に取り組めます。

第5章、リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進では、(1)気候変動の影響への適応では、分野別対策を現在の4分野から国が示す7分野に再編、拡充し、併せて気候変動適応センターの設置を進めてまいります。

(2)大規模災害への備えでは、小型、分散型省エネ施設の普及や人材育成、広域処理を含めた災害廃棄物の適正処理体制の構築を図ります。

(3)ニューノーマルへの社会変革では、テレワークの普及や自然志向の高まりを踏まえて、自然公園等におけるワーケーションを進めます。

(4)球磨川流域における「緑の流域治水」の推進では、関係者が力を結集し、河川の整備や遊水地の活用など様々な取組を進めるほか、省エネ導入によるゼロカーボン先進地の

創出に取り組めます。

そして、第6章は、環境立県くまもと型未来教育、第7章では、持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくりに取り組めます。

こうした取組を進めまして、環境立県くまもとの実現を目指してまいります。

引き続きまして、6ページをお願いいたします。

2018年度熊本県温室効果ガス総排出量についてでございます。

1の排出量の推移ですが、図の1を御覧ください。

2008年度の景気の悪化に伴います低下や2011年度の東日本大震災後の火力発電の割合が増えたことによる排出量の増加が見られましたが、近年は、節電や再生可能エネルギーの導入拡大により、2013年度をピークに減少しております。

最新のデータ、2018年、今日発表いたしますが、CO₂換算で1,039万トン、前年度比13%減、また、基準年度の2013年度比で27.8%減となっております。下の表1の現行の環境基本計画の2020年度の目標値18%削減を上回る結果となりました。

7ページをお願いいたします。

部門別内訳でございますが、図の2のとおり、産業部門が3割以上を占めて最も多く、次いで、運輸、家庭、業務部門の順となっております。

また、前年度比で、図の3のとおり、廃棄物部門は若干増加していますが、それ以外の部門は減少しております。

8ページには、世界の状況、国の目標等を参考で記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○小原循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

環境生活部の報告事項、9ページお願いい

たします。

第5期熊本県廃棄物処理計画について御説明します。

左上1に記載のとおり、本計画は、法律の規定に基づき定めるもので、令和3年度から5年間の計画でございます。

2に、計画のポイントを挙げております。

新型コロナの影響や海洋プラスチックごみ削減対策、また、バイオマスの活用や災害廃棄物の適正処理について、計画中に位置づけております。

3は、廃棄物の現状と課題です。

(1)の一般廃棄物は、市町村が処理主体となりますが、1人1日当たりの排出量は、全国で5番目に少ない状況です。また、コロナ禍での対応等が必要となっております。

(2)の産業廃棄物につきまして、全体の排出量は減少傾向にありましたが、熊本地震の後、復興工事等により排出量が増加しております。また、プラスチックごみについて、今後国内処理の増加が見込まれます。

4は、目標と取組の方向性でございます。

(1)の目標ですが、一般廃棄物の排出量削減のため、ごみ1人1日当たりの排出量の目標を設定いたしました。左下、一般廃棄物の表にありますように、令和7年度の排出量を50万6,000トン、1人1日当たりのごみ排出量を811グラムとしております。

資料右上が、取組の方向性です。

循環社会形成に向けた基盤づくり、そして、排出抑制、再使用、再生利用等の推進、廃棄物適正処理の推進、そして、海洋プラスチックごみ削減の4つを挙げております。

次に、5、バイオマス活用の推進でございます。食品廃棄物の利用率が低いと、生ごみの分別収集や堆肥化、飼料化などの情報を市町村等に提供し、食品廃棄物の利活用推進を図ります。

最後に、6は、災害廃棄物の処理です。

熊本地震や7月豪雨を踏まえた改定を行

い、実施主体である市町村を支援することとしております。ポイントとして、関係機関との協力、連携を挙げ、環境省や自衛隊、その他との連携強化を記載しております。

また、平時における備えが重要です。廃棄物仮置場候補地の事前選定、また、災害から得た教訓とスキルの継承などを挙げております。

廃棄物処理計画の概要について、循環社会推進課から以上でございます。

○田元くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

報告事項資料の10ページをお願いいたします。

熊本県再犯防止推進計画の策定について御報告させていただきます。

まず、計画の趣旨についてですが、平成28年に制定された国の再犯防止推進法におきまして、都道府県には、国の計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定するように努力義務が課されました。

本計画は、国や市町村、民間支援団体等と連携しながら、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することで、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として策定するものです。

計画期間につきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間といたします。

次に、計画の概要についてです。

本県は、国の再犯防止モデル事業を受託し、令和元年度と2年度に実施しました。

この事業は、罪は犯したものの、起訴猶予や執行猶予などで刑務所には入らなかった高齢者等が、福祉的な支援を必要とする場合に、社会復帰のための支援を行うというものでしたが、本計画は、そのモデル事業の成果などを盛り込んだものとしております。

計画の対象者については、広く犯罪をした者等を対象とし、成果目標値につきまして

は、国の目標値に準拠し、計画期間内で再犯者数を20%以上減少させるとしています。

主な施策としましては、重点課題に設定した就労、住居の確保等や保健医療、福祉サービスの利用促進などといった5つの分野での施策を展開してまいります。

最後に、推進体制についてですが、県庁内のほか、検察庁などの刑事司法機関、刑務所等の矯正施設、民間団体などで構成する再犯防止推進連絡協議会と連携して計画を進めていくことといたします。

次に、12ページをお願いいたします。

第5次熊本県食の安全安心推進計画の策定について御報告させていただきます。

まず、計画の趣旨についてですが、本計画は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年に施行された熊本県食の安全安心推進条例に基づき策定するものです。

次に、計画期間ですが、現在の第4次計画が今年度末で終了となるため、令和3年度からの4年間といたします。

次に、計画の概要についてですが、本計画を進める施策の体系といたしまして、(2)にありますとおり、1生産から消費に至る各段階における食の安全性の確保、2正確で分かりやすい情報の提供、3関係者の相互理解と信頼関係の確立など、4本を基本的施策として推進していく予定です。

なお、施策の体系の詳細につきましては、13ページに添付させていただいておりますので、御確認いただきたいと思います。

最後に、進行管理についてですが、本計画を着実に推進していくため、毎年度、知事を会長とする熊本県食の安全対策会議などにおいて、計画の進捗状況等を確認することとしております。

以上でくらしの安全推進課の説明を終わります。

○緒方勇二委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 環境生活部の報告事項の1ページのチッソに対することなんですけれども、1ページに過去5年間の売上げ経常利益が載っております。御説明もありました。2ページに、今後の業績計画ということで、令和2年、3年とありますけれども、単純に、先ほどF i t化推進による電力事業収益の拡大という説明はありましたが、売上げが、例えば、令和元年は597億円、令和2年は1,428億円で、3倍ぐらいになって、その割には経常利益が7億円ということなんですけれども、この辺はざっくり何か御説明はできるものなのでしょうか。

○松岡環境政策課長 すみません、今回、この1ページに記載しております表のほうでございまして。こちらは、過去5年間のJNC単体の業績の推移です。すみません、非常に資料が分かりにくくて恐縮なんですけど、2ページのほうは、この計画期間中のJNC連結ということで、JNCの単独事業所が1ページでございまして。連結すると、従業員だけでも3倍、4倍ぐらいの、ちょっと数は——複数の会社で構成された利益が計上されておりますので、ここは、すみません、単体での比較がちょっとできなくなっております。

今回、業績改善計画を策定しましたチッソのほうでは、この連結の部分でしか公表をされておられませんので、純粹に単体比較が今回は、すみません、できなくなっております。

○前田憲秀委員 お話は分かりました。

ただ、なかなか説明は厳しいんじゃないかなと思うんですね。1ページのほうは、単体でこのように利益が厳しくなった、液晶が売上げが不振であるという、それは分かるん

ですけれども、今後のことに関しては、連結で出していますと、それでも返済に充てられるであろう原資になる経常利益は非常に厳しいということなんですよ。そこはどうなんでしょうか。非常に厳しくなりそうな気がするんですけども。

○松岡環境政策課長 御指摘のとおりでございます。現在、その連結でも——今、患者補償につきましては、単体だけでなくて関連会社、先ほど、すみません、連結は41社ございます。この41社からの利益というのをチッソ本社のほうに吸い上げまして、患者補償等必要な、県への公的債務の返済も含めましてやっているわけですけども、単純に見ましても、売上げ自体は今後5年間で1,400億円程度で、あまり今後5年間変わりません。ただ、利益が、構造改革等でコストカット等をやっていきますので、55億円までは増やしていきたいというようなもくろみを持っておられますが、単体ではもっと当然さらに小さくなった数字になっていると思われましますので、数字としては非常に依然厳しい状況だと認識しております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

繰り返しですけども、令和元年は、単体での経常利益が32億円で、53億円は欲しいところですけども、それを下回っているという説明だったですよ。

○松岡環境政策課長 そうです。

○前田憲秀委員 令和2年度からは、連結で売上げは、もちろん集約して41社分合わせるからあれなんですけれども、それでも経常利益はこれだけの見込みということで、非常に厳しいという認識ですよ。

ですから、企業側の努力は努力でしっかりとお示しもいただきたいし、それに対して県

はどうやっていくと、来年度はますますまた厳しい対応になるんじゃないかというふうな危惧もしますので、その情報はしっかりとあてていただきたいと思うのと、関連して、1ページのこの水俣・芦北地域振興財団というところが、返済金は全て返済後に県に返還という御説明だったですかね。そういうことでよろしいんですかね。

○松岡環境政策課長 はい。

○前田憲秀委員 ということは、今まで、年間で、ここにあるように、4億3,000万円ずつ返済があっているんですけども、この振興財団にプールされているというイメージなんですかね。

○松岡環境政策課長 そうです。

○前田憲秀委員 それは、何か運用とかされていらっしゃるんですか。

○松岡環境政策課長 この水俣・芦北地域振興財団、平成24年に3つの財団が統合されてこの財団になっているわけですけども、基本財産として80億円ございます。チッソからの返済金等で、そこで一度プールをしまして、それを運用していろんな地域振興事業あるいはもやい直しセンター等の運営費補助等に、地域の福祉事業等も含めまして、対応しているところでございます。

したがって、全体で100億円を超える運用の原資がございますので、4.3億円がこれから4年ほど入ってこなくなって、厳密に言いますと、その分の全体で回す運用益は少し減ってくるというところでございます。

○前田憲秀委員 分かりました。ありがとうございます。

今までもきちんとその運用益は出ていたけ

れども、これからはその元金が少なくなるので、その運用益は少なくなる。きちんとそういう運用は、まあ安全面をしっかりと考慮してでしょうけれども、できていたということでもよろしいんですかね。

○松岡環境政策課長 はい。

○前田憲秀委員 分かりました。

先ほど言いましたように、企業側の努力もしっかりとお示しもいただきたいし、それに対して、県はここまでは支援していますというのをきちんとお示しをいただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。

まず、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました令和2年度経済環境常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり、案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された様々な課題や要望等の中から、執行部の取組が具体的に進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、副委員長及び執行部と協議し、当委員会としては、6項目の取組を上げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提案をされた課題や要望等についても、執行部で調査、検討等が続けられておられますが、ここに上げた6項目は、具体的な取組が進んだも

のなど、代表的なものを選定しております。

それでは、この案につきまして何か御意見はございませんでしょうか。御意見ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 では、この案でホームページへ掲載したいと思います。よろしく願いいたします。

なお、簡易な文言の整理や最新データへの時点修正があった場合には、委員長に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の先生方から何かございませんか。

○前田憲秀委員 すみません、もう最後かもしれませぬので、ちょっとお願いも含めて。

今年1年間、やっぱりコロナ禍ということで、非常に、特に経済、環境の皆さん方は様々御苦勞があつて、それぞれに御相談させていただいたときにも、本当に頑張っていたというのも実感をいたしております。

冒頭、藤井部長のお話でも、今だったら協力金の支払いを早急にというお話がありました。ぜひそれもお願いをしていただきたいんですが、昨年6月の議会前後だったと思うんですけれども、やっぱりコロナ禍で、いろんな支援メニューがあるから、ぜひ支援メニューを一括してまとめてはどうですかと部長に投げかけたら、もうきちんと出来上がっておりますということで、翌日にたしか頂いたと思います。それから、ボリュームが新しくなっていてできているんですけれども、それが新型コロナウイルス感染症に伴う熊本県中小企業向け支援策ガイドブックというんですけれども、これは、実はバージョン、6次あるんで

すけれども、8月26日、最新の更新が10月1日なんです。中を見てみれば、持続化給付金もまだそのまま残っている状態で、私は、いろんな御質問をいただくときに、ぜひ県庁のホームページで支援メニュー見てくださいと、当時はこれがとっても役立つ記憶があります。

今は何なのかなと思ったら、こういうのが県庁のホームページであります。個人向け、事業者向け、企業向け、非常にこれは細かい字なので見にくいんですけども、やはり今これはどこが出しているのと聞いたら、コロナ対策が中心にという話なんですけれども、広報課さんをお願いしてホームページで支援メニューとかブロックを分かりやすくつけてよという話をしたんですよ。今でも雇用調整助成金が、今3月いっぱいなんですけれども、連休まで延びるのか延びないのかと国でも議論をされています。この雇用調整助成金で支援できない人は、休業支援金というのもありますよというの県庁のホームページに載っております。

何が言いたいかというと、やはり非常に、水害もあって、どこに行き着くかというのがなかなかホームページでは分かりにくいイメージがあるんですね。ですから、最初に言いました、これは非常にそのときはよかったんですけども、10月1日に更新されて、今あんまりこれは資料の使い勝手はないのかなと。こういうのはもうなくしていただいて、集約をする方向でやられたらどうなのかなと思うんですけども、どなたに聞くでもないんですけども、いかがですかね。

○臼井商工政策課長 商工政策課でございます。

委員御指摘のとおり、そのガイドブックに関しましては、昨年の秋口を最後に更新しておりませんが、現在、国の経済対策が1月末に可決されて、ベストはその時点でま

ずその情報だけでも更新すればよかったかとは思いますが、すみません、そのところは我々作業が追いついておりませんでした。

ただ、国の経済対策だったり、国の当初予算、県の補正予算、そして、今日御審議いただいています当初予算、これ全部を一遍に更新する形で、議決いただけましたなら、その日をもって最新でホームページに公表するべく、今作業をしております。

小まめに更新できればよかったというところは反省しておりますけれども、今後とも、委員の御指摘踏まえまして、丁寧な周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○前田憲秀委員 じゃあ、まだこれは有効に使えますということでもいいんですかね。そうしたら、しっかりまたアピールしますので、最新版の更新をしていただいて、これを見たら何らかの支援策に行き着くというぐらいやっぱりやっていただきたいなと思います。

さっき言いましたように、もうとっくに終わった持続化給付金とか家賃支援金なんかもまだこれは入っていますので、そういう意味じゃちょっとお粗末かなと思ったものですから、お尋ねをしてみました。よろしく願いたします。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに御意見何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第8回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後2時19分閉会

○緒方勇二委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日3名出席されております。3名の方々に一言ずつ御挨拶をいただければと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、1人ずつ、一言ずつでも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

最初に、藤本企業局長からお願いいたします。

（企業局長～審査調整課長の順に退任挨拶）

○緒方勇二委員長 皆さん方大変お疲れでございました。

なお、今年度最後の委員会でございますので、私からも一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、末松副委員長をはじめ委員各位の御協力をいただきながら委員会の活動を進めてまいりましたが、委員各位におかれましては、県政の抱える重要な諸課題につきましまして、終始熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

各部局長をはじめ執行部の皆さんにおかれましても、常に丁寧な説明と答弁をいただき、心から厚く御礼申し上げます。

実は、日曜日に、私、視覚障害者の理事会に行つてまいりました。そこで、持続化給付金のことや、目の見えない方々ばかりでありますので、なかなか手が行き届いていない現状を聞かせていただきました。

しかるに、やはり孤立感にさいなまれ、孤独感にさいなまれ、希望の光を届けるべきはまだまだたくさんの方がおられるというふう実感いたしました。

どうぞ、コロナが始まって以来、経済環境常任委員会の皆さん方、執行部におかれては、専決処分をはじめ、先んじた施策を講じ

ていただきましたけれども、まだまだ手を差し伸べていただくような方々がたくさんおられております。どうぞその辺を今後ともよろしく願い申し上げます。

さらには、先般、地元で修学旅行の話が出ました。これも、本当にやるべきかやらざるべきか、大変保護者会も学校側も、リスクを考えて、判断に迷い迷い、そして中止のやむなきに至った。しかし、これも、全国的な課題であり、世界的な課題でもありますから、これも一つの思い出でしょうと、前向きに捉える保護者の方々もおられました。

しかし、そこを何とかやろうと言うて、やはり県内旅行でというようなことも今後考えるべきだろうというふうに思いますので、その辺も観光戦略部の皆さん方、御尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

15日に、コロナ禍の中での緊急支援の全容が発表されました。先ほど申し上げましたように、希望の光を県民生活の上に、経済活動の上にとしっかりと今後ともあまねく届けていただきますよう心からお願い申し上げ、委員長の最後のお願いと御礼の御挨拶とさせていただきます。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆さんの今後ますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、簡単ですが御挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

次に、末松副委員長からも一言御挨拶をお願いいたします。

○末松直洋副委員長 それでは、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、緒方委員長の下で委員会運営に努めてまいりましたが、委員各位におかれましては、特に新型コロナウイルスの経済対策や豪雨対策、そしてカーボンゼロへ向けた取組など、真剣に御審議いただき、大変あり

がとうございました。

また、執行部におかれましても、真摯に対応していただき、誠にありがとうございました。

本県はまだまだ厳しい状況であります、委員、執行部の皆様方には、この委員会で議論されましたことを踏まえ、本県がさらに発展していきますよう心から御祈念を申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。

1年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○緒方勇二委員長 以上で終了いたします。

皆様大変お疲れさまでした。

午後2時27分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長